

受 驗 叢 書


文學士藤岡繼平
文學士箭内互合著
文學士小川銀次郎

日本史
下

東京 杉本翰香館藏版

225

274



特20
90

受 驗 叢 書

文學士藤岡繼平
文學士箭内互合著
文學士小川銀次郎

日本史

下

東京 杉本翰香館藏版



はしがき

予輩客年五月受驗用本邦史の著述をはかり上卷梓に上るや忽ち之を盡して既に再版に附するに至りしも下卷は未だ成らず四方讀者の督促日夕矢の如し是れ一は拙著の諸子の意に適せしものなるを知ると共に此遷延は又大に諸子の囑望に背くところ少なからざりしを謝せざるを得ずされど卷を重ねるに従ふて層々内容の完備は聊か以て諸子の期待に背くなきを信ずるものなり今編纂の便宜上下卷を以て更に前後の兩編に分ち逐て後編を刊行して完結を期すべし

明治卅六年六月

編者識

凡例

- 一、本書は中學校教師範學校卒業生等の諸官立學校入學試験準備に便し又は中學校師範生若しくは初學者の参考用たらしめんが爲めに編纂したるものなり
- 一、目的已に受験用たり故に主として重要な事實を摘出して本題となし之に解答し而も事實に連絡を有せしめ一見その要領を得一讀之を記憶せしめんことをつとめたり然れどもなほ各部各時代の終には別に「注意すべき事項」の一項を設けて諸問を蒐め以て各部に於ける本題の補遺となし苟も注意すべき史實は殆んど網羅して遺憾なからしめんとを期せり
- 一、書中の記事は簡要と正確とを旨とし且つ本書の性質上一々史實の考證は肯てせずと雖も史家の既に認定せる事實は強ち從來の陳套を襲はず

一、卷首に目次を列して索引に便す就中題名の下には上巻に續いて特に文化に關するものは(六)(七)(八)(九)(一〇)の番號を、宗教に關する事は(ホ)(ヘ)(ト)(チ)(リ)(ヌ)を、外交事件には(丙)(丁)(戌)(巳)(庚)を附したるは讀者が各時代を通じて以上事實推移の次第を考へんとする時の便に供へ置くものなり

一、書中の年號は元名と紀年とを併用し殊に注目すべき事績には○點又は●點を附して注意を喚起せり

一、書中の固有名詞及術語には大抵假字を附したり又本文の説明を助け且つ讀者をして紛雜せる事實を一見の下に了解せしめんが爲め各所に系圖を挿入せり

一、卷末に年表を添へて讀者の利用に資す

明治卅六年六月

編者識

日本史下卷前編目次

第四部 近古(後鳥羽文治二年—後醍醐成慶長四年)

- 一、鎌倉代(後鳥羽文治二年—後醍醐元弘三年)
 - 九五 鎌倉幕府の創設……………一
 - 九六 源行家義經・範頼の最後……………三
 - 九七 頼朝の九州經略及奥州征伐……………四
 - 九八 北條氏の奸計……………四
 - 九九 源實朝の人爲……………七
 - 一〇〇 關東將軍の東下……………八
 - 一〇一 承久の役……………八
 - 一〇二 北條泰時の政績……………一一
 - 一〇三 北條時頼の治……………一三

目次

二

一〇四 北條光時及三浦氏の亂……………一三

一〇五 元寇(丙)……………一四

一〇六 北條氏の政略……………一六

一〇七 北條氏滅亡の原因(元弘の變の原因)……………二〇

一〇八 後醍醐天皇の親政……………二二

一〇九 正中の變……………二三

一一〇 元弘の變……………二四

一一一 鎌倉代の宗教(ホ)……………二六

一一二 鎌倉代の文化(六)……………二七

注意すべき事項……………三一

- (一) 鎌倉三代・北條九代、 (二) 大江廣元、 (三) 三善善信、 (四) 武衛殿、
 (五) 總追捕使及征夷大將軍、 (六) 兵糧米及免田、 (七) 本補地頭及新補地頭、
 (八) 曾我兄弟の復讐、 (九) 正治の騒動、 (一〇) 龜菊と仁科盛朝、 (一一)
 九條廢帝、 (一二) 官打、 (一三) 評定衆・引付衆及連署、 (一四) 蝦夷管領、

- (一五) 青砥藤綱、 (一六) 徳政の始、 (一七) 前ノ三房と後ノ三房、 (一八)
 師範、 (一九) 元弘の際に於ける諸國の義舉、

二、南北朝時代(後醍醐建武元—後龜山元中九
紀元一九九四—二〇五二)

一一三 建武中興の政治……………三九

一一四 建武中興の業の速かに破れし所以……………四〇

一一五 足利尊氏の反……………四一

一一六 南北朝の分立……………四五

一一七 南北朝時代に於ける天下形勢の概略……………四六

一一八 北畠准后……………四九

一一九 南北朝構和の成行……………五〇

一二〇 南北朝時代の外交事件(丁)……………五二

一二一 南北朝時代の文化(七)……………五三

注意すべき事項……………五四

- (一) 廂番、
- (二) 大燈國師、
- (三) 圓觀・文親・慈嚴、
- (四) 藤原藤房、
- (五) 圖書刊行の始、
- (六) 宗良親王、

四

三、足利時代(後小松明德四年—正親町天正元年)

- 一一二 室町幕府の制……………五六
- 一一三 足利尊氏の設備……………五八
- 一二四 足利義満の政治……………五九
- 一二五 細川頼之……………六〇
- 一二六 明德の亂……………六一
- 一二七 足利氏の外交(成)……………六一
- 一二八 關東公方……………六四
- 一二九 滿濟准后と上杉長棟……………六七

- 一三〇 嘉吉の變……………六八
- 一三一 南朝遺臣の亂……………六九
- 一三二 關東兩公方……………七〇
- 一三三 足利義政(東山殿)の治……………七一
- 一三四 足利代の美術技藝(八)……………七二
- 一三五 應仁の亂……………七四
- 一三六 戰國時代……………七八
- 一三七 足利季世に於ける將軍の末路……………七八
- 一三八 足利季世に於ける皇室の御狀態……………八〇
- 一三九 群雄割據……………八一
- 一四〇 戰國時代に於ける著名の戰爭……………八五
- 一四一 足利代の宗教(へ)……………九〇
- 一四二 一向一揆(下)……………九二

目次

五

一四三 足利時代の文學(九)……………九三

一四四 南蠻布教(足利季世の外交事件(巳))……………九五

注意すべき事項……………九六

- (一) 貫高と石高、 (二) 半濟、 (三) 乃真又は物成、 (四) 國領と莊領、
 (五) 關白米と關稅、 (六) 守護代地頭代、 (七) 淳和獎學兩院別當、 (八) 恭獻王、
 (九) 永樂錢、 (一〇) 寺小屋、 (一一) 五條樂忠、 (一二) 今川了俊、
 (一三) 太田道灌、 (一四) 深澤矢文、

四、織豊時代(正親町天正二―後陽成慶長七)
(紀元二三三三―二三六二)

一四五 織田信長の興起……………一〇二

一四六 長篠の戦争及武田氏の滅亡……………一〇五

一四七 能州の役……………一〇五

一四八 本願寺及伊勢長島の役(チ)……………一〇六

一四九 安土宗論(リ)……………一〇七

一五〇 備中高松の水攻……………一〇七

一五一 本能寺の變……………一〇八

一五二 織田信長の功業……………一〇八

一五三 豊臣秀吉の興起……………一一〇

一五四 根來雜賀の一揆(ヌ)……………一一三

一五五 秀吉の四國及北國征伐……………一一四

一五六 豊臣秀吉の大設計……………一一四

一五七 秀吉の島津征伐……………一一五

一五八 秀吉の小田原征討……………一一六

一五九 豊臣秀吉の政治……………一一七

一六〇 豊太閤征韓の役(庚)……………一一八

一六一 關白秀次及豊臣氏の末路……………一二二

一六二 織豊時代の文學美術(一〇)……………一二三

注意すべき事項……………一二四

八

- (一) 平手政秀、
- (二) 山中幸盛、
- (三) 朝山日乘、
- (四) 安土築城と天主閣、
- (五) 南化和尚、
- (六) 木食上人、
- (七) 備道雪、
- (八) 惠瓊、玄蘇、天荆、
- (九) 建勳神社と豊國大明神、
- (一〇) 戦國以來諸家の家法、

日本史下巻前編目次終

日本史下巻

文學士 藤岡繼平
 文學士 小川銀次郎 共編
 文學士 箭内 互

第四部 近古(後鳥羽文治二年—後陽成慶長四年)

一 鎌倉代(後鳥羽文治二年—後醍醐元弘三年)
紀元一八四六—一九九三

九五 鎌倉幕府の創設

源頼朝は、險要なる鎌倉の地に幕府を開きて、新に武斷政治を創め、王朝の文弱に鑑みて、勤儉を旨とし、法令を簡にし、施設の見るべきもの頗る多し、實に本邦政治上の一大變なり。

(一) 幕府の組織

日本史下巻 第四部 近古 一 鎌倉代

幕府は三省より成り(1)公文所(建久二年改稱す政所)は元暦元年の創設にして、凡ての政令の出る府なり。別當令案主知家事の四職ありて、大江廣元別當たり(2)問注所も元暦元年の創建にして、訴訟を裁する所なり。執事寄人以下諸奉行ありて、三善康信(善信)その執事となれり(3)侍所は重に武人を制馭する府にして、別當所司所司代開闔寄人等の諸職あり。さきに治承四年和田義盛の此が別當となりしが此府の初めなり。

(二) 京都に對する設備

幕府の基礎は既に堅まりしも、其地は關東にあれば、京地の變を恐れて、武人を以て京都守護職及大番役等となして、私かに公家を制したり。

(三) 諸國に對する處置

後鳥羽天皇の文治元年(1145)頼朝大江廣元の議を用ひ、北條時政を京師に遣し、其弟義經行家の追捕を名義として、諸國に守護を置き、庄園に地頭を置かんとを請はしむ。朝廷は頼朝に脅かされて、己むなく之を許した

り。さて此守護は檢斷の職にして、地頭は専ら土地を管掌する者にて、共に武人を以て之に任せしかば、從來朝廷の國司及莊園の本家領家等は、何れも權力を失ひたり。頼朝が實際土地兵馬の大權を握り得しは、全く此守護地頭の制によれり。此他邊境には、特に九州に鎮西奉行陸奥に奥州總奉行陸奥留守職等の設けありき。

九六 源行家・義經・範頼の最後

義經武功を恃み、稍や恣にして、往々頼朝の節度に從はず、頼朝も亦其功を嫉みて、互に相惡みしが、義經京にありて、叔父行家と往來して關東を謀るの風聞ありしかば、頼朝は土佐坊昌俊(シヤウシユン)を上して之を堀川の館に攻めしめしに、義經却て之を敗り、後白河法皇に請ひて頼朝追討の院宣を受けしに、頼朝の大舉上京せんとするの由を聞き、之を避けて一旦京を脱せしが、遂に文治二年行家は和泉に殺され、義經は大和より陸奥に走りて藤原秀衡に依り、同五年其子泰衡に殺さる。範頼も亦頼朝に忌まれ

て伊豆に殺されたり。

九七 頼朝の九州經略及奥州征伐

九州奥州の邊陲には、上代より常に特別の設備あるを例とす。頼朝はさきに九州へ弟範頼を遣はして、平氏の餘黨を伐たしめ、後天野遠景を鎮西奉行に任じ、文治三年遠景等鬼界ヶ島を伐ちたり。又奥州の泰衡は清衡以來の豪族なれば、夙に之を除かんと欲し、其一旦義經をかこひしを罪名として、文治五年頼朝自ら兵に將として進伐し、厚加志山(陸奥國信夫郡)に激戦して之を敗り、泰衡は蝦夷に逃れて、郎從河田次郎の爲めに殺されたり。茲に於て頼朝は葛西清重を奥州總奉行となし、伊達家景を陸奥留守職として、其地を治めしめて軍を返したりき。

九八 北條氏の奸計

土御門天皇の正治元年(1859)源頼朝薨じ、其子頼家繼で將軍となるや、その母政子(尼御所)政を簾中に聽き、政子の父北條時政外戚として威權を擅

にし、その子義時と共に種々の奸策を運らして、源家を亡ぼし、其家の舊臣を除き去りたり。就中著き事蹟は左の如し。

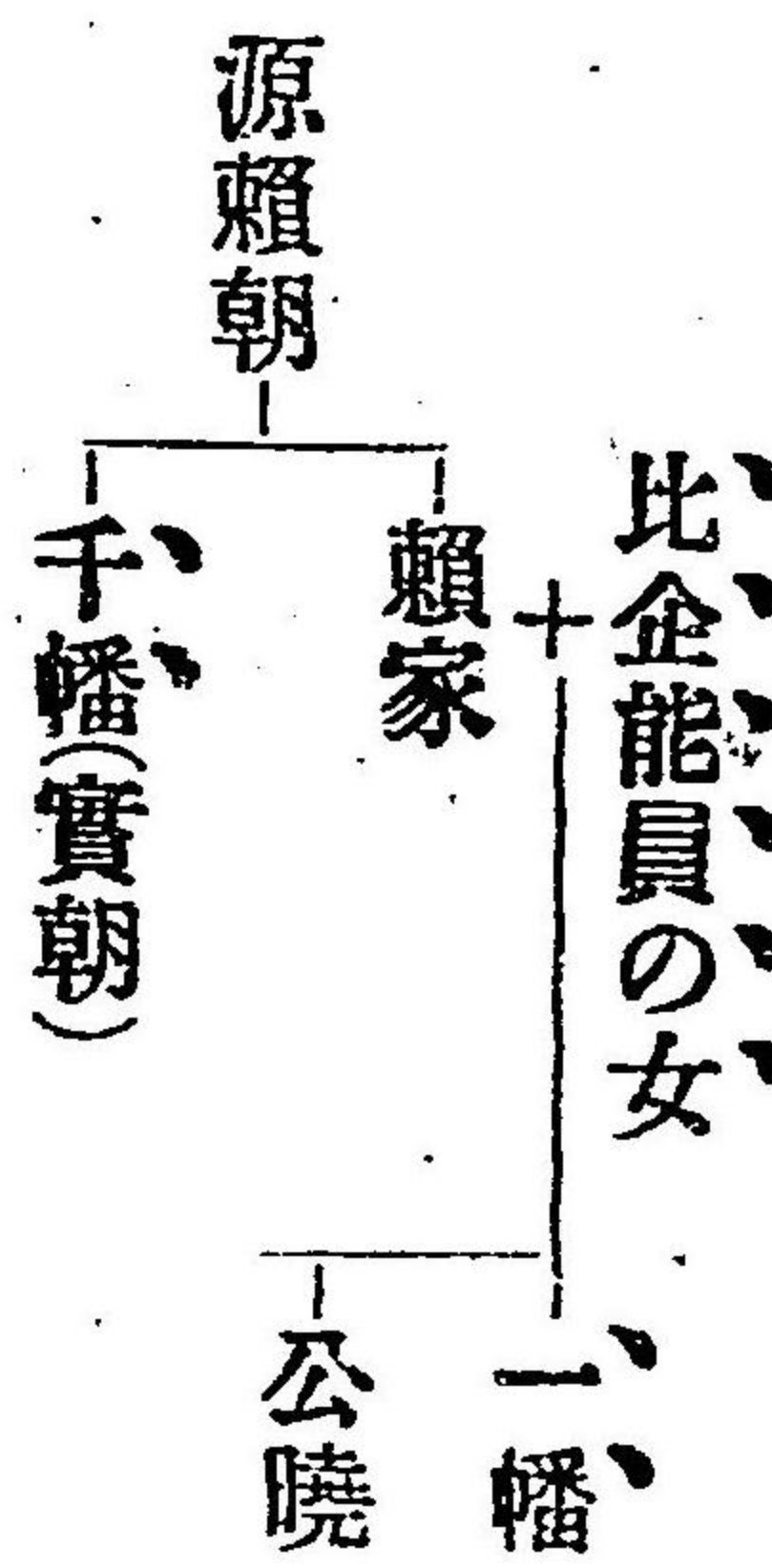
(一) 將軍頼家の除去

頼家は將軍職にあれども、時政内外の實權を悉く其掌中に握り、殊更に五人の近侍を頼家に近づけて、奢侈を勧め、其暗愚を長ぜしめて後遂に之を弑したり。

(二) 比企能員の亡滅

土御門天皇の建仁三年(1863)頼家病あり、時政は一幡が若し將軍職を襲はゞ、その外戚比企氏の強盛とならんとを恐れて、從來の將軍の職權を兩分して、關東二十八國の地頭

及總守護職をば一幡に譲り、更に關西三十八國の地頭職を千幡に與へんとの議を立てしかば、比企能員は怒りて、頼家將軍と議して北條を亡



さんと計りしかば、時政は兵を以て能員一幡を殺し、頼家をば伊豆の修禪寺に幽し、後私かに刺客を放ちたりき。

(三) 畠山重忠の族滅

畠山重忠 土御門天皇の元久元年、畠山重忠の子重保事を以て平賀朝雅と京都にて相争ひし事あり、朝雅因て畠山を牧氏に讒しければ、時政は殊更に此讒誣を過大にして、翌二年(1865)畠山に反

先妻 重保
 北條時政 女
 後妻牧氏 女
 平賀朝雅

名を負はせて、重忠重保以下その一族を殲したり。蓋し時政が常に憚りし源家の功臣を除かんとすの素志より、斯かる大事を起せしに外ならず。

(四) 和田義盛の亂

順德天皇の建保元年(1873)信濃の人泉親廣頼家の子千壽丸を奉じて、北條義時を除かんとし、和田氏の子弟も此謀に與りしを以て、鎌倉に捕はれしかば、和田義盛は幕府に至て其族を宥されんとを請ひしに、義時は殊

更に義盛の姪胤長タネナガを衆人の前に面縛して、義盛を激怒せしめて兵を擧げしめ、遂に其一族を塵にし、千壽丸も亦京にて殺さる。此亂も亦義時が源家の爪牙を断たんとする念より出でし事、毫も畠山の場合と異ならず。

(五) 將軍實朝の弑害

比企氏の亂に一幡亡びしより、千幡將軍の職を襲ふ、是れ實朝なり、實朝は頗る賢明なれば、義時夙に之を除かんとせしに、順德天皇の承久元年(1879)正月廿七日、實朝右大臣拜賀の禮を鎌倉鶴ヶ岡八幡宮に行ひし時、一幡の弟公曉に刺さる、是れ義時の使嗾に出でしなり、而して公曉も亦程なく北條氏の兵に殺されて、源氏遂に滅絶せり。

九九 源實朝の人爲

將軍實朝は藤原定家を師として和歌を學び、文藝の道に達す、金槐集キンケイシユの歌集ありて、己が雄壯の氣をその作歌にあらはせり、其性も決して暗愚

にあらずして、識見も高く、意志も強固なり。されど實權悉く北條氏に移りて、兎ても回復の見込なかりしかば、頻りに官位の高さを望み、或は大船を作て宋に渡らんとせしが如き、その心情の窮迫を察すべし。

一〇〇 關東將軍の東下

源頼朝ノ妹	+	藤原公經		
+	女	+	女	
藤原能保	+	藤原道家	+	頼經

將軍實朝の弑せらるゝや、北條義時は政子(二位禪尼)と計りて、親王を下して將軍に立てんと欲し、朝廷に奏請せしも、後鳥羽上皇許し賜はざりしを以て、承久元年六月源家の疎縁なる藤原頼經を迎へて將軍となし、此後北條代を通じて必ず將軍ありしと雖も、勿論有名無實にして、北條氏が獨り海内の政權を握りしなり。

一〇一 承久の役

(一)原因

此役は公幕衝突の著き例にして、その原因する所も遠く、(1)先づ源頼朝が守護地頭の制を布て、天下の土地兵馬の權を握りてより、關東のみ益々盛にして、公家は日々に衰へたれば、何時か衝突を起さざる可からざる形勢なりしに、(2)恰も時の主上後鳥羽上皇は、頗る御英明濶達の御方におはしければ、大に關東の專横を憤り賜ひて、早くより之を亡さんとせられし上に又(3)武士と雖も、關東に快からざるものは、皆京師に集りて、私かに其謀を翼賛し奉りしは、遂に此亂を生ぜし所以なり。

(二)戰の顛末

(成行) 右の如く後鳥羽上皇が關東を亡されんと、御計畫は古き事とて、或は院中に北面の外更に、西面の武士を置かれ、或は御躬ら刀劔を鑑定し賜ひなどして、大に武藝を勧め、既に正治二年頼朝の薨去に乗じて、梶原景時をして關東を謀らしめ、次て將軍實朝に高官を授けて、その

心を驕らしめし事ありしに、實朝薨去の後も、關東の權力は依然として變ぜざりし而已ならず、北條氏は却て源家よりも專越にて、上皇の命に従はざりしかば、益々上皇の御憤を増加したりき。

(戦争) 爰に於てか仲恭天皇の承久三年(1881)後鳥羽上皇は土御門上皇と共に謀つて、愈々事を擧げさせられ、先づ藤原秀康・三浦胤義等の武人を招きて、當時京の守護人たる伊賀光季を攻殺したりしかば、北條義時は大江廣元の議に由りて、弟時房子・泰時及朝時等をして、東山・東海・北陸の三道より並び西上せしめ、官軍を尾張の九瀬始め宇治・勢多・淀に敗りて直ちに京都に侵入せり。

(戦後の處分) 因て義時・泰時に命じて戦後の處分を行はしめ、後鳥羽上皇、本院を隱岐に、順徳上皇、新院を佐渡に流し奉り、土御門上皇(中院)も御自ら土佐に遷り(後阿波に赴)又六條宮雅成親王を但馬に、冷泉宮頼仁親王を備前に流し、此事に與りし公卿をば悉く捕へて關東に下す途

中大抵皆斬に處したりき。

(三) 結果

斯の如く皇軍失敗を招きたれば、公家の勢力は従前よりも一層衰退したり。乃ち(一)義時は此後京軍に黨せし人々の庄園三千餘箇所を沒收し、更に配下の武人を以て其地頭に補して、關東の勢力を増加し、又(二)六波羅に南北兩館を置き、泰時を北館に、時房を南館に入らしめて、京師の守備とし、益々公家を束縛したり。(三)兩六波羅の始加ふるに、此役ありて、至尊を始め數多の縮紳は忽ち流斬の憂目に逢はれしとて、當時の人情風俗の上にも影響を及ぼして、自然に厭世の世風を養ひし一因とはなりぬ。

一〇二 北條泰時の政績

(一) 朝廷に對する態度

北條氏は承久の戦勝後一層公家抑壓の主義を執り、まづ時の主上仲恭

天皇を廢して、三上皇に關係なき後堀河天皇を擁立し、次て其皇子四條天皇を立てしが、四條天皇の崩ぜらるゝや、攝政藤原道家は順徳の皇子忠成王を立てんと欲せしも、泰時は城シヤヤ義景を上京せしめて、土御門の皇子後醍醐天皇を立てたり、是れ土御門天皇は、承久の役に後鳥羽上皇の御計圖に賛同せざりし故、北條氏は此を徳とするなり、是よりして北條氏常に皇位の問題に容喙するに至るなり。

(二) 民政上の施設

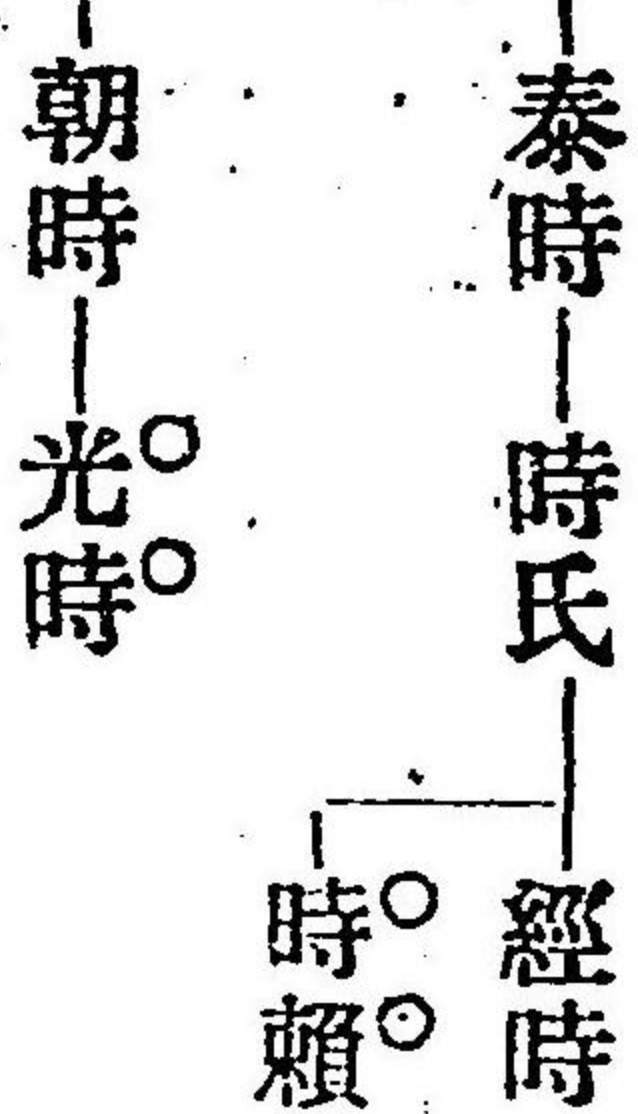
泰時の民政に對する施設には見るべきもの多く、先づ後堀河天皇の貞永元年(1892)泰時三善康連等と共に、從來の律令格式及武家の慣例を斟酌して、貞永式目五十一條を制定して、武家法制の根源をなし、或は大和興福寺の暴横を抑へ、或は伊豆北條の人民に惠み、諸國の貧民を救ひなとして、頗る仁政を布きたり、實に幕府の基礎は泰時の力に由て定まりしところ多し。

一〇三 北條時頼の治

時頼は一に貞永式目を守りて、之が實行に務めたりき、氏が武家に對する施設中著きは、京都大番役が是迄六ヶ月の期限なりしを、三ヶ月に短縮して、武士の負擔を減じ、又民治に關しては、大に殖産工業の事に注意し、平生節儉を以て自ら持し、退職後は全國を行脚して、民の疾苦を訪ひにき。

一〇四 北條光時及三浦氏の亂

始め北條光時時頼に代りて執權たらんと謀りしが、謀洩れて伊豆に流さる。然るに光時は將軍頼經の近侍なれば、時頼は將軍も此謀に與りしとの嫌疑を以て、之を廢して三浦光村をして京に送り返さしむ、然るに光村も亦將軍の近侍なりしかば、時頼の此處置を怒て、將軍及其父道家と共に、京師に在りて北條を亡さんと謀り、光村



の兄泰村も之に同したり、その實は、三浦氏は源氏以來の舊族なるに、頗りに北條に抑へらるゝを憤りて、茲に至りしなり、因て、後深草天皇の寶治元年(1907)時頼三浦の一族を亡ぼしたり。

一〇五 元 寇

元寇には其重なるもの左の二役あり、

(一) 文永の役

蒙古の主忽必烈四隣を略して勢頗る銳く、遂に我邦を侵さんとして、先づ龜山天皇の文永五年、高麗の人潘阜を遣して、國書を太宰府に呈せしに、北條時宗其書辭の無禮なるを見て、奏して返牒を止めしかば、翌年蒙古の使者黑的なる者再び來りしも、要領を得ずして返り、越て八年(此時蒙古は國號を元と改む)及十年の兩度、元の使者趙良弼至りしに、又答へざりき。よつて後宇多天皇の文永十一年(1934)元の將洪茶丘、忽敦等軍艦九百餘艘を率ひて來寇し、まづ對馬、佐須浦に來りしに、對馬の守護代宗助、國防戰

して死し、次て博多を侵し、少貳大友以下の防禦軍皆敗れ、走りて水城(筑前太宰府の近傍にあり)に逃る、偶々海上暴風ありて、元艦悉く去り、唯肥前の鷹島に一船の殘留せしものありしを、我軍悉くその兵を捕斬せり。

(二) 弘安の役

次で又後宇多天皇の建治元年に至りて、元主更に杜世、忠何、文著等を遣はせしに、時宗之を鎌倉の龍口に斬り、更に北條實政を九州に遣はして、益々西海の守備を修めしが、弘安四年(1941)果して范文虎、洪茶丘等壹岐對馬に仇し、漸く博多に迫りしに、我は素と武器戰術に於て彼に劣りたる事とて、防禦大に苦しむ、時に敵軍の中に疫病流行して、兵士の死する者多く、勢少しく挫けし際、偶々閏七月一日、大風起りて、敵船を破壊したれば、我が軍之に乗じて、大に元兵を破りぬ。

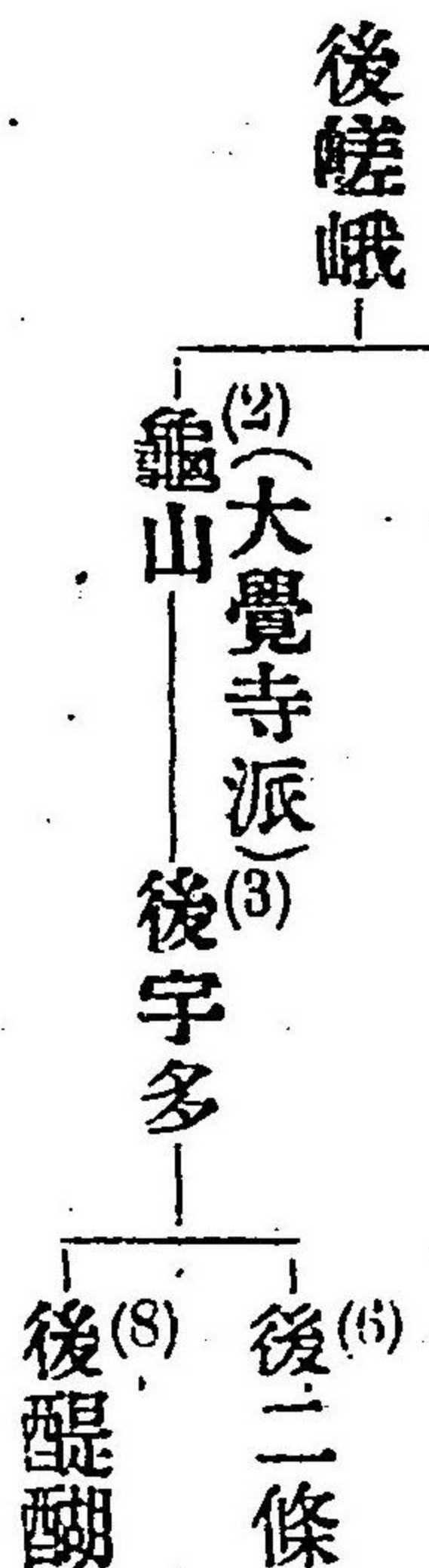
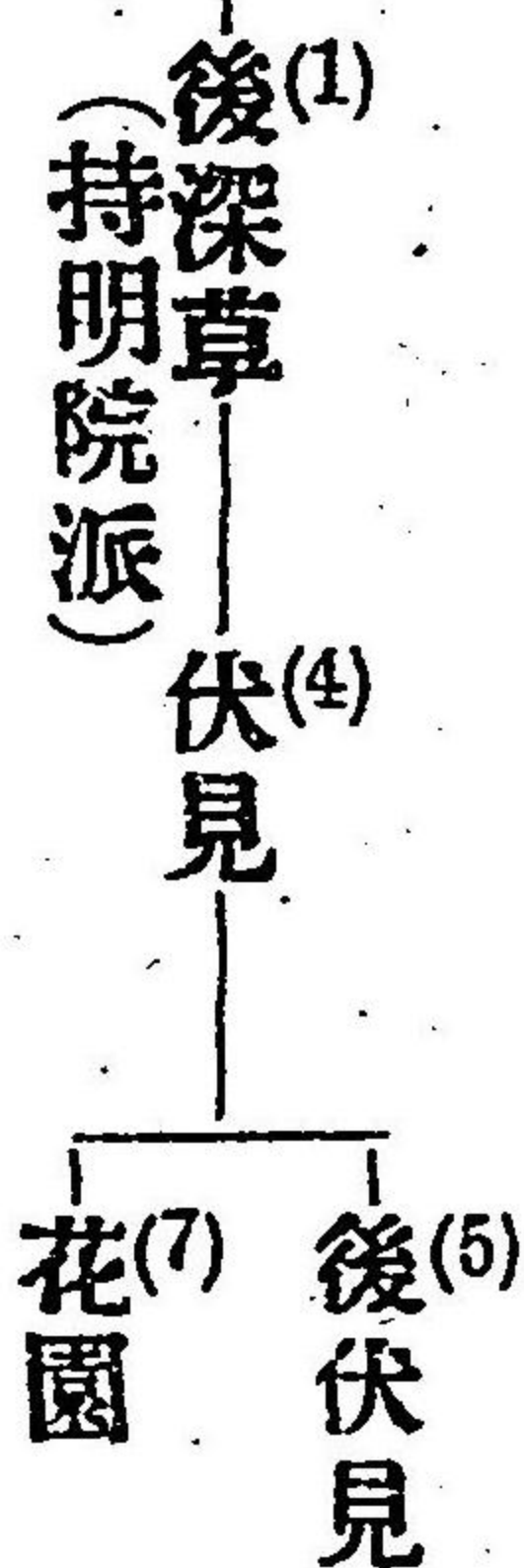
右前後の兩役に於て、戰功を立てし有名なる武將に、河野通有、菊地武房、竹崎季長、少貳景資等なり。

(三)結果

(一)從來は少貳大友兩氏鎮西奉行として専ら九州を管せしに、此役ありてより西海の防備を一層嚴にせんとて、建治元年⁽¹⁹³⁵⁾北條實政を九州探題に任せしかば、探題爰に始まり、その勢却て鎮西奉行を凌ぎ、從來奉行の鎮所たる太宰府漸く衰へて、探題の居所博多之に代て盛なるに至り。又(二)敵の防禦として全國の將士を發遣し、博多海岸に防禦工事を起し、戦勝後も戦功の將士を賞する爲め又は社寺に祈禱料を寄する等の爲め、巨多の費用を投じて、鎌倉の勢力も漸く衰退するに至れり。是等は先づ此役に於ける直接の重なる影響なりとす。

一〇六 北條氏の政略

(第壹) 兩統迭立



此事は後迄永く關係する重事なり。始め北條泰時は異議を排して後嵯峨帝を立てしに、(第一〇三)天皇は頗る御英主におはして、常に承久の事を御憤りあり、私に關東を計らるゝ御思召ありしを以て、第二皇子龜山の御英邁を愛し、遺詔して、第一皇子後深草をして位を龜山に譲らしめ、龜山の後をして永く皇位を繼がさせ賜ひ、後深草の後をして永く皇位の望を絶たしめ、其代り長講堂領以下數多の御領地を譲り賜ふと定めぬ。故にその遺詔のまゝに龜山の次には其皇子後宇多帝即位せしに、後深草宮の朝臣大に不平なりしかば、北條時宗は此機に乗じて、皇統を兩立せしめて、皇室の勢力を殺がんとの下心より、表面は仲裁の體に装ふて、兩統迭立の議を申立て、後宇多の次には後深草の皇子伏見帝を

位に即け奉れり、之を兩統迭立の始めとなす。後やがて龜山上皇は嵯峨の大覺寺に御隱居あり、後深草上皇は持明院におはせしより、さてこそ大覺寺、持明院、兩派の稱起りしなれ。さて迭立の議成りし上は、伏見の次には後宇多の皇子立つべき筈なるに、持明院派は私かに北條に大覺寺派を讒し、又偶々淺原八郎なる狂人が内裏に亂入せし事實をば、大覺寺派の廻しものなりなど風評しければ、北條貞時は前議に背きて、遂に伏見の皇子後伏見帝を立てしかば、大覺寺派は大に憤りて關東を責め、頓て後二條帝即位せらる。是より後も兩派は猶常に反目し、遂に建武の變あるに至るとなるが、是も畢竟は、北條氏が承久にかんがみて、帝室勢力の削滅策に外ならず。

(第貳) 五攝家分立



是亦北條氏の政略なるが、此端緒は既に源頼朝の時に起れり、乃ち藤原兼實は巧みに頼朝と結びて、兄基通に代て攝政となり、悉く藤原氏の家領を得て、獨り權力を占め、基通大に不平を抱きしかば、頼朝は藤原氏の家領を兩分して、基通と兼實とに分與し、兩家交るゝ攝關となると定む。是より兼實の後殊に榮え、道家に至て九條(教)二條(良)一條(實)の三家に分れ、之に基通の後なる近衛(兼)を合せて、凡て四家となりしが、先きに三浦氏の亂に、道家が三浦と通じて北條を計りしとありしかば、北條時頼は攝政家の勢力をも削滅するの必要を感じて、表面は九條の三家に對して權衡を保つとの名義を申立て、近衛をも更に近衛(兼)鷹司(平)の兩家に分ちたり。茲に於てか五攝家始めて分立し、攝政家の勢力も皇室

と共に益々減退するに至りぬ。

(第參) 將軍廢立

關東將軍表

(藤原道家)

賴經⁽¹⁾—賴嗣⁽²⁾

(後嵯峨天皇)

宗尊親王⁽³⁾—惟康親王⁽⁴⁾

(後深草天皇)

久明親王⁽⁵⁾—守邦親王⁽⁶⁾

關東の將軍は、藤原賴經が嘉祿二年(1886)東下せしに始まりて、守邦親王が元弘三年(1993)關東滅亡して歸京せられし迄、凡て六將軍更立せしが、實は將軍の名あつて毫も其實なし。蓋し北條氏の將軍を立つるや、大抵皆幼主を迎へ、漸く長じて壯年に達せらるゝ時は、常に北條を計る隱謀ありとの歎疑を以て、直ちに之を廢したりしは、是亦北條氏が自家防衛の陰險なる策略に過ぎず。

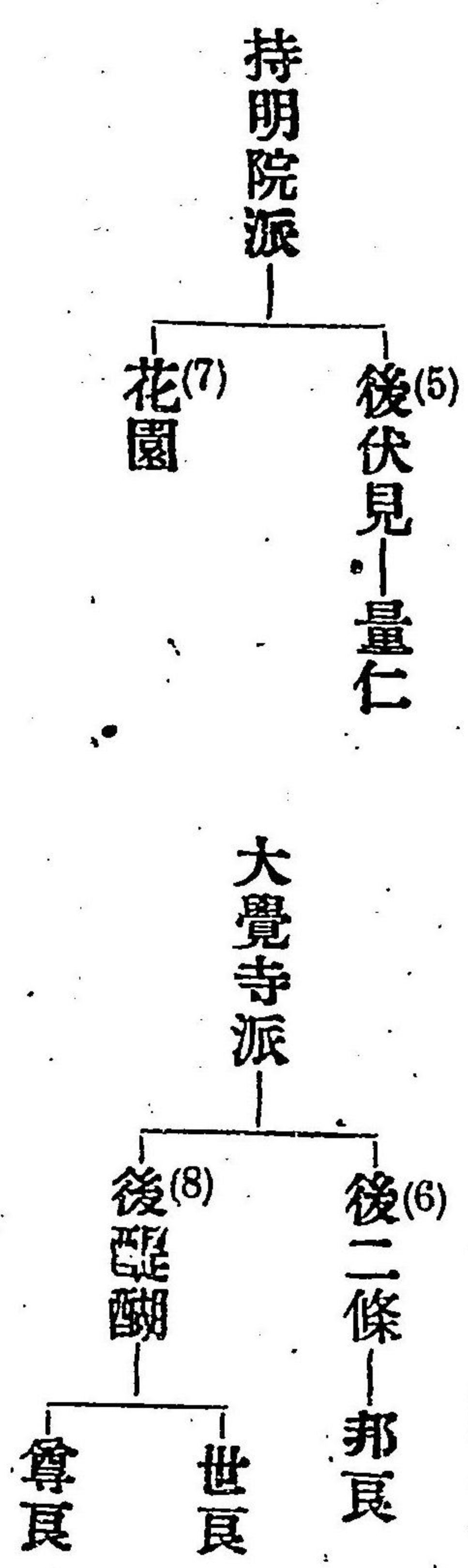
一〇七

北條氏滅亡の原因(元弘の變の原因)

北條氏の亡びしは決して一朝の事に非ず、溯て考ふれば、まづ(一)承久の役後に於て、北條氏の上に對しては、三上皇、二皇子、始め諸卿の流竄の如き、あまり嚴峻なる處置は、遂に大覺寺派の天皇及公卿をして恢復の御意を高めしむるに至りしに、又下に對しては、此役に關係せし武將の土地を沒收せし事が、四方の怨を買ひしは、菊池、河野、名和を始め土居、得能、新田の如き元弘の忠臣が、皆此頃より北條に怨を抱きしを以て知るべし。又(二)其後北條氏の皇統迭立、五攝家分立、將軍廢立の如き壓制手段の反働は、必ず早晚來るべき形勢なりしに、加へて(三)幕府は元寇以來殊に財政の困難を來して、北條氏漸く疲弊したり、然るに(四)北條高時昏愚にして政事を見ず、内管領長崎高資專恣にして、海内の怨恨を招き、延ひて地方政治の紊亂を生じ、嘉曆二年(1987)蝦夷管領の後裔安藤季長其族季久と所領の訴訟を起せしに、幕府遷延判決を與へざりしを以て、共に兵を擧げて幕府に反きたるを手始めとして、一揆諸國に起りて、幕府滅亡の

動機を與へし際に當り(五)當時の主上後醍醐天皇の御敵明なる能く此機に乗ぜられしを以てさてこそ滅亡の厄を免れざりしなれ。

一〇八 後醍醐天皇の親政



後醍醐天皇は大覺寺派を以て花園天皇の後を承け給ひしが頗る敵明の君にゐまして殊に學問に通曉あらせられ御父後宇多天皇の遺志をつぎて夙に王政恢復の御志あり即位するに及んで(後宇多法皇が院政をされしが本邦)記録所を復興して親ら政を聽かれ又北畠親房吉田定房萬里小路宣房等の人才を登庸して銳意政治の改革を計らせ給ひたり。然るに此時又皇統問題の起りしは天皇始め邦良親王後二條を皇太子

と定めしに後伏見上皇は其子量仁親王を立てんとして其意を關東に通じ後醍醐の御讓位を促せしかば天皇大に怒り賜ひて遂にかねての北條討伐の御決心を愈々實行せられんとして次の正中元弘の變を生ぜしなり。

一〇九 正中の變

後醍醐天皇既に東伐の御意ありしかば有志の公卿將士僧侶等相會し禮節に拘はらずして密議を凝らす此徒を稱して無禮講の衆と云ふ。此衆中日野資朝は身を山伏の姿にやつして東國に赴き日野俊基は湯治と稱して紀州に遊ひ各私かに同志を募る。さらば正中元年(1984)美濃の人土岐多治見等此密旨に應じ上京して舉兵の準備をなせしに事露れて成らず幕府資朝俊基等を捕へ翌年俊基を許して資朝を佐渡に流す。天皇は萬里小路宣房をして告文を北條高時に賜ひ此事の敵慮に出でざる由を辨解せしめて事始めて已む之を正中の變と云ふ。

一一〇 元弘の變

(一) 後醍醐天皇の御計畫及御遷幸

天皇は正中の變に志を得ざりしも、その宿志は毫も挫け給はず斯かる處に、嘉暦元年に至りて皇太子邦良親王薨去したるを以て、天皇は其皇子世良尊良の中を立て賜はんとせしに、關東の計らひとして後伏見の皇子量仁親王を立てしかば、天皇大に憤り賜ひ、再び舉兵せんとして、屢々叡山奈良の諸寺に行幸して僧徒に結び、又早くより尊雲(護良親王な塔に居られし故、大塔宮と稱し奉る。)親王を延暦寺の座主として衆徒を檢引し、機愈々熟せんとして、元弘元年(1991)事遂に洩れ、天皇私かに宮を出て、遂に笠置寺に幸し、こゝを根據と定めて諸國勤王の士を募りければ、河内の人楠木正成草莽より奮起し、召に應じて赤阪に築きたり。因て募兵來り攻めて、まづ笠置を陥れ、天皇を捉へ奉りて、翌元弘二年遂に隱岐に流し奉り、其他尊澄、尊良親王を流し奉り、俊基、資朝、花山院師賢以下の公卿を斬流し

京には別に量仁親王を立て、帝位に即け奉る、是れ光嚴帝なり。

(二) 諸國の義兵

右の如く天皇は隱岐に遷幸し、朝廷の志士も大抵一旦北條氏の爲めに處分せられしも、獨り護良親王は吉野に遁れ、兵を擧げて近國を風靡し、楠木正成は河内金剛山に據て、屢々攝河の間に戦ひ、中にも天王寺の戦は尤も有名なり、之と同時に、西方には播磨の赤松圓心(則同國大山寺の衆徒と共に起り、四國の土居得能、九州の菊池等相次で義兵を擧げ、東方遙かに結城宗廣の官軍に應ずるあり、其範圍頗る廣し、是れ畢竟護良親王の遠大なる御計圖に基きしなり。)

(三) 北條氏の滅亡、及天皇の還幸

斯くて東國の大軍は、元弘三年より西上して、吉野、金剛山を陥れ、銳鋒悉く千早の孤城に集まりしに、正成少しも屈せずして、能く之を防ぎ止めし中に、一方に於て、天皇は隱岐に在て遙かに諸國の形勢を察し給ひて、

ひそかに島を逃れて直ちに伯耆に着き名和長年に據る、長年船上山に奉じて義兵を集め、勢漸く振ふに及んで、千種忠顯皇命を請け船上山を發して山陰の兵を集め、赤松圓心専ら山陽の兵を合せて、各京都に迫る時に鎌倉の打手たりし足利高氏は急に驟て官軍に屬して、相共に六波羅を圍み、元弘三年四月南北六波羅の執權北條時益仲時相次て死し、兩六波羅茲に亡ぶ。然るに又東國に於ては、新田義貞上野に擧兵して鎌倉を攻め、極樂寺口より攻め入りて、高時始め一門悉く葛西谷に自殺し、北條氏茲に亡ぶ。實に元弘三年1993五月廿二日なり。源賴朝覇府を此地に開きしより爰に至る迄實に百四十八年にして、鎌倉の榮華一朝跡を失ひぬ。されば續て同月博多及長門の探題府も亡びて、天下一時に靜まり、翌月天皇京都に御還幸の儀ありて、再び建武一統の序幕は開かるゝなり。

一一一 鎌倉代の宗教

鎌倉代には佛教尤も盛にして、新に起りたる宗派多し、乃ち(一)僧榮西は

宋に學び、後鳥羽天皇の時歸朝して、禪宗臨濟派を傳へ、其弟子道元は、後堀河天皇の頃又宋より歸りて、禪宗曹洞派を立て、共に京鎌倉武將の間に行はれ、殊に北條氏之を信仰して、爲めに鎌倉に五山を建つ、建長圓覺、壽福、淨智、淨妙の五寺是なり。(二)又淨土宗の開祖僧源空法然上人又は黒谷上人云ふの弟子なる親鸞上人名は後堀河天皇の頃更に淨土眞宗一向宗を起し、其女覺信尼法統を繼ぎて、専ら下民の間に行はれ、(三)又僧日蓮は後深草天皇の頃に、法華宗又は日蓮宗を創めて、戰國勇壯の人心に投じ、此外にも(四)後宇多天皇の頃一遍上人眞智が創めたる時宗(五)又上古の役、小角をまねびて、山野を跋渉する修驗道山伏及び(六)虛無僧の屬する普化宗なる一派もあり、要するに此時代の佛教は、平安朝の高尙なる教理と異なりて、概して簡易なる修行を主としたれば、一般世人の信仰に適して、その勢力頗る強大なりき。

一一二 鎌倉代の文化

(一) 武士道

まづ鎌倉代の特色たる武士道なるものは、此代を通じて東國武人の間に持續したり、蓋し此氣風は、既に平安朝の末に萌ざしたりしが、源頼朝幕府を開くに及んで、その施政質素を主として義理を重んじたれば、武人皆之に倣ひて恩義を推し廉節を重んじ、主の爲めには毫も死を恐れざるの美風を養成し、以て武士道を成しぬ。

(二) 文學

されど學問は一般に衰へて、公家の中にも、かの大學私學等は跡方もなく亡び去り、唯菅原大江中原三善等の諸家が紀傳明法明經算道等の家學を傳へたる外見るべきものなく、況んや武人は文事を顧るものなく、唯龜山天皇の文永年間に、北條實時が武洲金澤シヤウミヤヅの稱名寺内に建てたる金澤文庫及び下野足利にありて、素足利氏の家學と思はるゝもの、後の足利學校等の存在したるのみ、さらば一般の世人は學ばんにも其所な

く、唯五山の僧徒等が文柄を握りて、教育の事に與かり、後世寺子屋の起原をなせしのみ、故に此代に於ては、目覺ましき著作なかりしも、文旨優長なるものなきに非ず、假令ば保元物語平治物語平家物語源平盛衰記の如きは巧みに國漢兩文を混用して一種特得の文體をなし、宇治拾遺古今著聞集鴨長明の方丈記の如き亦記事の妙を得、その他十訓抄は教科書の魁として、阿佛尼の十六夜日記は文詞の高雅を以て共に著名なり、又詩文は、韓退之蘇東坡等の體が、前朝の白氏文集に代りて大に行はれ、僧徒に名手尤も多く、殊に和歌は此代に於て頗る旺盛を極め、後鳥羽天皇の文治三年に成りし千載集を始めとして、歴代數多の歌集の撰ばれし中にも、新古今集尤も名高く、後鳥羽土御門順徳の三上皇及び源實朝を始め、鎌倉代和歌の四天王と稱せらるゝ藤原定家テイカの成子、藤原家隆僧西行セイキョウ義清、飛鳥井雅經の諸名手ありて、歌合連歌會等盛に流行せり、然れども和歌も亦世風につれて漸く家業の風をなし、定家の子爲家の三子

分れて二條(爲)京極(爲)冷泉(爲)の三家となりて、各分派をなしぬ。

(三) 工藝美術

先づ書法にては、當時の禪僧に支那の書風を學びて、頗る巧みなるものありしが、又支那風を脱して別に一種の書風を形作りしものに、(1)藤原行成ギョウセイの流を汲みしものに世尊寺流あり、(2)九條良經藤原定家の一派をば後京極流定家流と稱し、(3)このうち伏見天皇の皇子青蓮院宮尊圓法親王の所に創められたるをば御家流カイヤウと稱して、後ち益々發達したり。次に繪畫にては、後鳥羽天皇の頃藤原信實名手と稱せられ、此他土佐繪に藤原經隆住吉派の祖に慶恩あり、又後鳥羽天皇の頃より鍛刀の術盛に起りて、この後良工諸國より出てたる中にも、京都粟田口の藤原吉光備前長船チナフネの長光鎌倉の岡崎正宗の如き皆有名なり。又陶工には、後堀河天皇の頃尾張瀬戸の人加藤景正瀬戸焼を始めたるを首として、此術も漸く發達し、又彫刻には、後鳥羽天皇の頃の人運慶ウネキをはじめとして、湛慶定

覽快慶等あり。此他漆器類も此時代より起りて、次期東山時代工藝隆盛の源を作り、建築物としては、此代禪宗の行はれし結果、支那建築の様式の傳はりしもの多く、鎌倉の圓覺寺、賴朝再建の東大寺大佛殿等は之が好標本なりとす。

要するに、右の文學と云ひ美術と云ひ工藝と云ひ、何れも皆次期東山時代の基を作りしものにて、決して輕しく看過すべからざるなり。

注意すべき事項

(一) 鎌倉三代・北條九代

源氏・北條氏は共に鎌倉を根據とせしが、通常源賴朝・賴家・實朝の三代をば鎌倉三代と稱し、續て北條氏の執權は、時政・義時・泰時・經時・時賴・時宗・貞時・師時・高時の九代に亘りたれば、之を稱して北條九代と云ひ、此後戰國時代に至りて、相州小田原に北條早雲起りて、氏綱・氏康・氏政・氏直の五代に及びたれば、鎌倉北條に對稱して北條五代又は小田原北條と云ふ。

(二) 大江廣元

廣元素と紀傳道の家に生れて法令に通ず、頼朝の幕府を立つるや、之を京都より招下して幕政を委托す。廣元政所の別當となりて諸政を總べ、嘗て頼朝に勸めて守護地頭の制を立て、天下の土地兵馬の實權を握らしめ、後承久の役起るや、その主張により、急ぎ東土を西上せしめて、自己設計の制度を保護する等、實に幕府の成立存續は廣元の方に由るところ多し。その子孫亦長井氏と稱して世々政務に與れり。

(三) 善善信

善信は康信の法號なり、元來算道の家にして代々京都にあり、夙に頼朝と通じて私かに相往來し、愈々幕府の開かるゝに及んでは、大江廣元・中原親能等と共に東下して幕府を組織す。善信は問注所の執事となりて規畫するところ多く、其子孫太田・町野の二家に分れて世々此職を襲ふ。善信又學に博く、鎌倉の自邸に文庫を立てて藏書頗る多く、東國の文化

貢獻する所亦少しとせず。

(四) 武衛殿

武衛とは我が兵衛の唐名にして、頼朝始め右兵衛・佐の官職にありしを以て、世人頼朝を貴んで武衛殿と稱す。

(五) 總追捕使及征夷大將軍

諸國の反逆人賊盜等を追捕する役人を追捕使と云ふ、頼朝は全國の追捕使を總ぶると云ふより、日本總追捕使の稱あり。その後建久三年(1852)頼朝征夷大將軍に任ぜられしより、其任大に重く、從來の鎮守府將軍は罷みて、此後の將軍皆征夷大將軍に任ぜらるゝ例とはなりぬ。

(六) 兵糧米及免田

これは守護地頭制の成りし時、頼朝朝廷に請ふて、兵糧米ヒョウライマイと稱して、諸國の田地一段毎に米五升づゝを課して、之を以て地頭の給料となせしなり。後此給米の代りに、租税を徴せざる田地を與ふ、之を免田メウテンと云ふ(十町)

割合一町の。

(七)本補地頭及新補地頭

承久の役以前に補せられたる舊地頭を本補地頭と云ひ、承久役後新に補したるをば新補地頭と稱して區別す。

(八)曾我兄弟の復讐

始め河津祐泰の子曾我十郎祐成、同五郎時宗の兄弟(河津祐泰の死後、その妻曾我氏に再嫁したるより、十郎)その父が嘗て工藤祐經に殺されたるを怨とし、復讐の念日夜絶へず、時に建久四年、頼朝富士野に狩せし時、好機を得て、俄かに祐經を刺し、祐成は殺され、時宗は捕はれて斬らる。頼朝も大に其孝義に感じたりと云ふ。

(九)正治の騒動

藤原兼實早く頼朝と通じて、權力を高めし際、平通親、策略に長じて、巧みに兼實を退けて、漸く自家の權勢を増加し、遂に土御門天皇の正治元年

(1859)頼朝の薨去に乗じて、朝廷に於ける源氏方の人々を罪し、高尾の文覺上人も亦座せられて流さる、之を正治の騒動と云ふ。

(一〇)龜菊と仁科盛朝

仁科盛朝は後鳥羽上皇の西面の武士なりしに、北條義時盛朝の所領を没收しければ、上皇之が還付を關東に命ぜられしも、義時命を奉ぜず。又上皇に近侍せる舞女に龜菊あり、その所領の地頭に不都合ありしを以て、上皇之が改補を關東に命ぜられしも、亦命に従はず。從來以上を承久亂の起因として、大に有名なれど、是等は勿論一の近因に過ぎず。

(一一)九條廢帝

仲恭天皇は承久の亂によりて、在位僅かに七十餘日にて廢せられ、賜ひしを以て、世に専ら九條廢帝と申し奉る。明治に至りて始めて仲恭の御證あり。

(一二)三官打

後鳥羽上皇頻りに高官を源實朝に授けて、關東不慮の變を待ち賜ひしを以て、實は高官を以て他を亡すとの意味より、俗に之を官打と稱す。

(三) 評定衆・引付衆及連署

右は皆鎌倉幕府の官職にして、大事を合議する爲め、重立ちたる役人を定め置きたるをば、評定衆と云ひ、評定衆を助けて重に訴訟を斷ずる人々を引付衆と云ふ。又連署は執權の次に位する重要なる官職にして、重大なる令書に加判するより此名あり、此執權と連署とは代々北條氏の任ずるところにして、執權は必ず連署中よりなる定まりなり。

(四) 蝦夷管領

北條義時、安東五郎を津輕に置いて、奥羽及蝦夷地方を鎮めしめ、その子孫世々此職にあり、之を蝦夷管領と稱す。

(五) 青砥藤綱

青砥藤綱は北條時頼、時宗に仕へて、其美績を補益せし人なりと傳ふ。

(六) 徳政の始

徳政とは素と貧民を救ふ主旨より出でたるものなれど、其方法甚だ宜しからず、その法たる上より一度徳政を命令する時は、從來の賣買貸借の契約は悉く無効となるものにして、乃ち賣買質入等の土地物品は、その價を辨償せずして悉く本來の所有主に返付する法なり。故に此法の行はるゝ間は、常に經濟界の不安を來して、却て社會の進歩を妨害するものなり。而して此法の始まりたるは、伏見天皇の永仁五年(1957)恰も北條貞時の執權時代にして、頃は元寇の亂後、經濟界の頗る亂調なる折の出來事たり。此後足利時代に至て、此法屢々行はれて益々弊害を生ずるに至るなり。

(七) 前三房と後三房

先き以後三條天皇親政の頃、大江匡房、藤原伊房、藤原爲房の三賢並びあらはれて有名なりしに、今又後醍醐天皇の親政を開かるゝや、北畠親房

吉田定房、萬里小路宣房の三賢相並びて朝堂に立ちしより、前の三人を前三房と云ひ、後の三人を後三房と稱するなり。

(六) 師鍊

師鍊は虎關和尚と稱する僧にして、後醍醐天皇の關東を計らるゝ際、その密議に與り、其後も王室の爲めに盡す所多し。且つ學に博く文に長じ、元享釋書なる僧傳を著はせしを以て大に有名なり。

(元) 元弘の際に於ける諸國の義舉

東方——結城宗廣(陸奥) 新田義貞(上野)

中央——護良親王(吉野) 楠木正成(河内)

西方——赤松圓心(播州) 兒島高德(備前) 櫻山茲俊(備後)

名和長年(伯耆) 土居通治(能通言(伊豫))

菊地武時(大友貞宗(肥後))

二

南北朝時代

(後醍醐建武元年—後龜山元中九年) (紀元一九九四—二〇五二)

一一三 建武中興の政治

後醍醐天皇元弘三年六月都に御還幸ありて、翌年建武と改元せしを以て、當時の施設をば専ら建武中興の新政とたゞ、べて有名なり。その新政の重なるもの左の如し。

(一) 中央政府にては、先づ還幸後間もなく、恩賞方を置いて、諸將の功勳を調査し、次で記録所を起して、天皇親臨して大事を裁斷せられ、難訴決斷所を創めて、洞院實世坊門清忠楠木正成名和長年以下を其寄人に任じて、天下一切の事務を裁判せしめ、又武者所を立て、新田氏を其頭として、武士を支配せしめたり。

(二) 又地方官には、公卿を以て諸國の國司に任じ、武人を以て守護に補し、互に國政を執らしむ。その重なる者は、關東には成良親王を奉じて相模守足利直義居り、關西には義良親王を奉じて陸奥守北畠顯家上野介結城宗廣あり、此外楠木正成は攝津河内、足利尊氏は武藏、名和長年

は伯耆、新田義貞は越後の守となる等、以下各々任命あり。
 (三)なほ中興新政の表示として、まづ大内裏の造營あり、又乾坤通寶なる新錢の鑄造、紙幣の發行(幣本邦始)及服制、一定の法令等あり、要するに建武の新政は此後直ちに廢れて、實に一時に過ぎざりしと雖も、なほ其施設の擧りて唯に名目の上に止まらざりしとは明かなり。

一一四 建武中興の業の速かに破れ

し所以

右の如く中興の業は一時にして成りしも、僅かに二三年にしてやぶれ去りしに就いては理由なくんばあらず。蓋し(一)朝廷は一時天下の義氣を集めて、速かに鎌倉幕府を倒したりと雖も、未だ全國の武士を倒せしに非ず、然るに其後の施設は未だ此根本的改革に及ばざりしは、到底永久の政策にあらずりしとは、是が主因にして、次ては(二)所謂中興勤王の功臣なるものも、其多くは北條氏に怨あるか、左なくば朝廷に由て己が

榮達を望むの野心家なれば、今一々是等の輩に相當の満足を與へんとは難事なりしに、加へて(三)所領の欲望、諸種の訴訟は頗る紛雜を極むるに、朝臣往々政事に慣れず、恩賞方及雜訴決斷所の所置に偏頗反覆等の失策多くして、天下の不平を高めしも亦一因に相違なく、然か而已ならず(四)上に持明院派の控ゆるあり、下に北條遺族の睨むあり、足利尊氏なる野心家此間に乘じて起り、夙に自ら京都に奉行所を設けて、四方武人の心を收め置きて、機敏に立働きたるは、此業をして益々早く破れ去らしめし所以なり。今日遺存する二條河原の落書なる一文は、當時世態の微細を言ひ盡して残す所なし。

一一五 足利尊氏の反

(一) 尊氏反逆の動因

尊氏が天下を望むとは父祖以來の宿志にして、その祖父家時の如きは己が命を縮めて其志を果さんとを祈りしと云ふ。且つ北條氏執權の間

は常に抑壓を受けしに、殊に尊氏が父の喪に居るに拘はらず、強て笠置攻めに赴かしめしは大に不平とする所なれば、機を見て一時官軍に屬せしも、勿論その忠心に出づるに非ず。されば先きには機敏に働きて中興功臣の名譽を負ひ、今又中興政府の漸く人心を失ひて天下再び武家政治を渴望するに當り、諸國に蜂起する北條氏殘黨の紛紜を利用して、己が黨與を集め、茲に反旗を翻すに至りぬ。

(二) 北條時行の亂及び尊氏の東下

尊氏の旗を擧ぐるに當り、その妨げとするは護良親王と新田義貞なり。何となれば、親王は中興の元勳、勢望素より高く、新田は足利と父祖以來の睥睨、殊に義貞の鎌倉攻めの殊功は尊氏の大に猜むところなればなり。因て尊氏建武元年天皇に訴へて、護良親王を鎌倉に配流し、東光寺(此は當時今の鎌倉宮の地にあり)に幽閉す。然るに建武二年(1995)北條時行信州に起り、諸國の黨與と通じて、勢猖獗を極め、遂に鎌倉に向ひて、足利直義の兵を破り

て鎌倉を復す。(直義鎌倉を去るに臨み、邊邊故に尊氏は直義を救ふを名として、屢々東下を朝廷に請ひ、併せて征夷大將軍總追捕使の官職を望みしも、朝廷許さざりしかば、遂に東下し、直義と合して時行を攻め、既に鎌倉を復せしも、(時行は信州に自殺す)なほ其地に止まりて歸洛せず、征夷將軍と自稱して、遂に同年十一月を以て、義貞を除くを名として始めて反旗を擧げたり。

(三) 竹下の戰

朝廷に於ては、尊氏の反跡既に明かなれば、建武二年十一月尊良親王を將軍とし、新田義貞を將として、東海東山兩道より進伐せしめ、官軍連戦連勝、漸く鎌倉に迫りしに、山道に向ひたる脇屋義助等直義と筥根山に戦ふや、尊氏竹の下を廻りて敵の背後に出で、大に官軍を破る。時に偶々四國山陰山陽北陸の地方に賊に應ずるもの多かりしかば、カミガタ旁々義貞は軍を收めて西歸したり。

(四) 尊氏の西上及九州落

尊氏直義等既に箱根に勝ち、破竹の勢を以て西上し、官軍を宇治瀬田八幡に敗り、又細川定禪賊に應じて山崎を破り、延元元年正月(1996)共に京師に入りければ、後醍醐天皇は俄かに叡山に難を避け賜ひしに、程なく北畠顯家は義良親王を奉じ、結城宗廣は一族を率ゐて西上し、尊氏之と戦ひて糺原(タカハラ)に大敗し、一先づ兵庫に逃れしが、正成義貞等に追撃せられて再び敗北し、遂に九州に落つ。その下向の途中、光嚴院の院宣を請けて鎮西に赴きしは、持明院の天子を戴きて、天下に號令せんとの下心なり。

(五) 多々羅濱の戦及湊川の戦

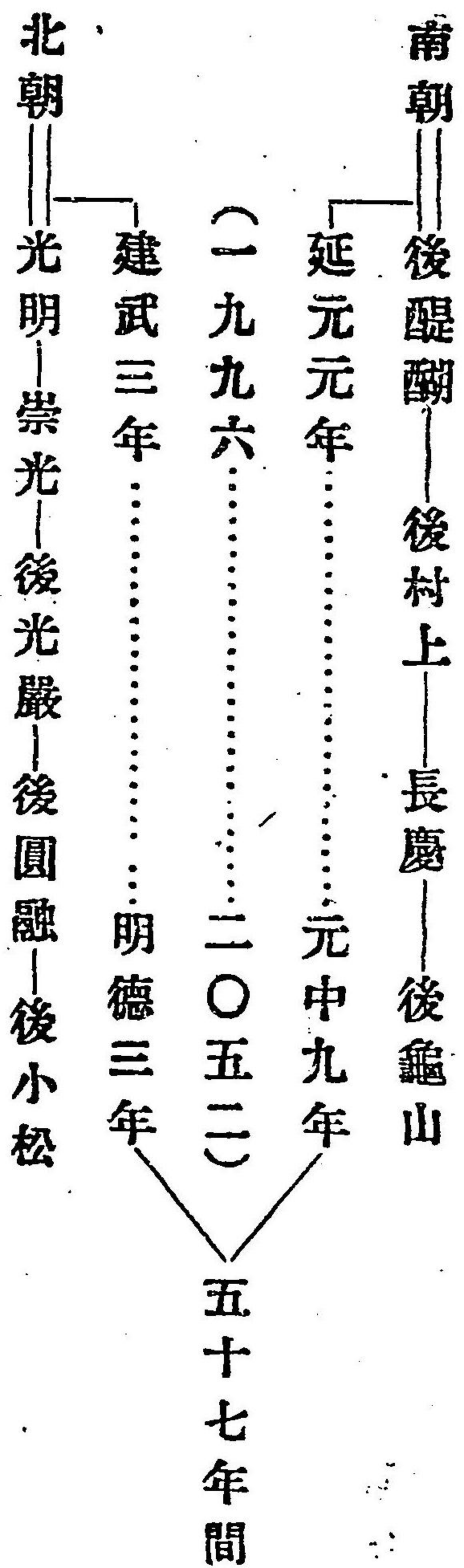
延元元年尊氏鎮西に赴き、大友少貳、島津等に歓迎せられて、官軍方菊池武敏と筑前多々羅濱に戦ひて之れを敗り、九州一圓を風靡して巧みに人心を籠絡し、勢大に振ふ。然るに一方朝廷に於ては、天皇一旦叡山より還幸して、新田義貞をして西國を征討せしめしかば、義貞先づ播州に入

りて、赤松則村を白旗城に攻めたる間もなく、其五月尊氏直義水陸より並ひ東上せしを以て、義貞退て兵庫を守り、楠木正成等も亦命を受けて兵庫に赴き、爰に激戦ありしが、官軍遂に敗れて、正成奮戦力盡きて、湊川に戦死し、尋で名和長年等も戦没して、官軍の勢力是より大に衰ふ。

一一六 南北朝の分立

官軍兵庫に敗れて、新田義貞京師に遁げ返るや、天皇再び叡山に行幸し、尊氏續いて京師に入り、光嚴院の御弟豊仁親王(トヨニ)を擁立して光明帝と申し奉り、使を以て後醍醐天皇に還幸を請ひ、天皇も一時の權謀を以て京に還られしに、尊氏直ちに花山院に幽し奉りしかば、天皇怒りて、延元元年(1996)十二月、私かに花山院を遁れて吉野に入り、賜ひ、楠木正行等吉野、行宮に奉じて恢復を計る。是より吉野をば南朝と云ひ、京都をば北朝と云ふ。爰に於てか建武中興の政も僅かに二年餘にして跡方もなく、皇統同時に南北に分立するの史上未曾有の異例を生ぜしなり。是より後小松

天皇の南北合一に至る迄を、史家名づけて南北朝時代と云ふ。



一一七 南北朝時代に於ける天下形勢の概略

(一) 北國の形勢

はじめ後醍醐天皇尊氏の請を容れて、京に還幸あるや、新田義貞は皇太子恒良親王及尊良親王を奉じて、北國經略に赴き、越前金崎城に據りしが、延元二年(1997)高師泰斯波高經等に攻められて、義貞杣山に援を求むる留守中金崎城陥り、尊良親王及新田義顯の子は自殺し、恒良親王は捕は

れて京に送られ、後成良親王と共に足利の毒殺に遭ひ賜ひき、翌延元三年(1998)義貞敵と越前足羽に戦ひて没し、遺族義興・義宗・脇屋義助等この後諸國にありて、始終吉野に忠節を盡し、相次て死せり。

(二) 東國の形勢

又親房の子北畠顯家は、かねてより陸奥を鎮し、京都に事ある時は常に皇命を奉じて西上し、屢々戦功を立てたりしが、後醍醐天皇の吉野に入らるゝや、顯家に命じて鎌倉を伐たしむ。時に鎌倉には、斯波家長尊氏の子千壽丸を奉じて諸國に號令せしが、延元二年顯家結城宗廣等と共に之を攻めて戦勝ち家長自殺す。それより顯家等漸く西上せしが、翌三年(1998)敵將高師直師冬等と戦ひて敗績し、遂に泉州石津原に戦没す。次て宗廣も伊勢に病没し、南軍益々振はず。その後宗良親王征東將軍として東國を總督し、親房及顯子の等なほ東北にありて、専ら忠勤怠らざりしも、天下の大勢は又如何ともなす能わず、後村上天皇の興國四年

北朝康永二年(2003)その據りし常陸の關城セキ陥りて吉野に遁れ返りたりき。

(三)西國の形勢

中國は大概北軍の占むる所にして、左したる事なきも、唯九州には菊池氏早くより南朝に屬し、武時及其子武重、武敏、代々戰功を立つ。後村上天皇の興國中、武光武時の子征西大將軍、懷良親王を肥後に迎へ、敵將少貳頼尙、大友氏時、大内弘世等と戰ひて屢々敵を破り、久しく九州を風靡せしが、其子武政、後龜山天皇の文中三年北朝應永七年(2034)安七卒去せし後は九州漸く北軍の占むるところとなりぬ。

(四)近畿の形勢

後醍醐天皇吉野に入り賜ひしより、楠木正成の子正行一に奮勵して恢復を計り、時々北軍を破りしも、遂に後村上天皇の正平三年北朝貞和四年(2008)高師直及師泰と四條、畷に戰ひ奮闘して一族と共に戰没す。其弟正儀この後を承けて北軍に當りしに、後正平廿四年(北朝應永二年(2029)安二)に至りて、一旦足利

義満に降り、後龜山天皇弘和の初再び南朝に歸順したりき。然れども、近畿は始めより足利の據れる所、南朝の勢力は兎ても北軍に拮抗する所能わざるなり。

南北朝時代に於ける南北兩軍の形勢は概略右の如し。要するに、分立以來建武中興の遺臣は、なほ諸國に興りて節を改めざるもの少からざりしと雖も、勿論北軍の根底を覆すに足るべき勢力なく、遺臣も亦漸く亡び去て、南風兎角競はず、天下は既に早く足利氏のものたりき。

一一八 北畠准后

北畠准后親房卿は具平親王の後にして、政才武勇共に勝れたる人なり。始め建武元年後醍醐天皇親政を創められて、尤も人才登庸の必要あるを、主として親房を登用して政務に參らしむ。それより南北朝分立となりて、延元三年吉野の命を奉じて出て、陸奥を鎮し、常陸に據りて屢々敵軍を破りしが、後村上天皇の興國四年その居城關城破れ、走りて吉野

に返る。流離艱難の際毫も節を改めず、子孫皆精忠を盡す。加ふるに親房頗る博學にして、識見高く、兵馬劔戟の中に平然筆を執て書を著す。その著述多き中にも職原抄、神皇正統記尤も有名なり。一は人の需めに應じて官位の制度を叙したるもの、一は南北兩朝の正閏を論じたるもの、共に其學の深さと識の高きとを知るべし。されば北朝は南朝の屬を指して皆朝敵と稱する慣ひなるに、獨り親房のみは北畠准后の稱を用ゐしと云ふ、以て如何に其當時に推重せられしかを察するに足る。後村上帝正平九年文和三年(2014)薨去す。

一一九 南北朝媾和の成行

(一) 初度の媾和及破裂

さて元弘建武に兵起りてより、久しく結んで解けず、上下之を厭ひし際に當り、足利氏にも亦内訌あり、直義は尊氏の執事高師直・師泰兄弟と權を争ひて、正平五年觀應元年(2010)一旦南朝に降りしが、翌年間もなく相和し遂

に師直・師泰を殺せり。而して南北媾和の議は漸く此頃より始まり、楠木正儀等も大に之を取成せしも、遂に叶わず。其後又直義・尊氏の間、兎角圓滑ならずして、直義は遂に越前に奔りたれば、尊氏・義詮歸順を吉野に請ひ許されて、尊氏は直義を討ち翌正平七年觀應三年(2012)遂に之を殺し、義詮は崇光帝及皇太弟直仁親王を廢して、後村上天皇を京都に迎ふるととなりしかば、合一まさ成らんとして、再び破裂し、天皇は急に義詮を攻めて之を走らし、三上皇崇光・光明及直仁親王を賀名生カナナブに幽閉しぬ。

(二) 再度の媾和(南北合一)

その後足利氏の方にては、將軍尊氏・義詮相次で薨去し、義滿將軍の職を襲ひしが、南朝にては、爾來日々其勢力を失ひ、殊に後龜山天皇の弘和二年北朝永徳二年(2042)楠木正儀・山名氏清に破られてより、吉野の勢力は頓に衰亡せり。茲に於て元中九年明徳三年(2052)大内義弘を吉野に遣して合一を請ひ、後龜山天皇之を許して、京都に還幸あり、後小松天皇に神器を授け賜ふ

延元元年武建三年(1996)兩朝分立せしより爰に至るまで總て五十七年にして皇統再び合一せり。

一一〇 南北朝時代の外交事件

南北朝は、兵馬東西に馳せ、劔戟の音暫らくも止まざる紛亂の時代なりとは云へ、又一方に於て其文化の状態を看過すべからず。外交の事も此朝に萌起せしもの少なからず、(一)後村上天皇興國二年(2001)足利直義は天龍寺の僧疎石(夢窓)と議り、商船を元に遣はして、彼國より種々の物を舶載し返り、爾後例とす、之を天龍寺船と云ふ、又(二)後村上天皇正平五年(2010)頃より、我國西南不逞の徒朝鮮及支那(元)に渡りて、頻りに其邊海を掠む、彼の國人之を倭寇と稱して大に恐る、因て正平の末朝鮮高麗王及支那明の太祖より、交々使を遣はして倭寇を禁せんとを請へり、この後又(三)後龜山天皇の頃より、懷良親王鎮西に在まして明國と使聘を通ず、實に此後足利氏に至て、外交交通の盛大となるは、既に此時代に起因

せしとを知るべし。

一一一 南北朝時代の文化

南北朝は短期なる上に戰亂の打續きたる代なれど、又文化上注意すべき件なしとせず、まづ大覺寺派の天皇は御歷代文學を好み賜ひて、後醍醐天皇も大に學藝に通せられ、其侍讀に五條有枝、玄惠、法印あり、有枝は博覽の老儒にして、龜山天皇以來七代の侍讀たり、玄惠も亦碩學の聞え高く、始めて程朱の新註を以て經書を講じたり、持明院派の中にも、花園天皇、光明、後光嚴、後圓融院は文學書道に長じ給ひ、北朝方の臣、洞院、公賢は園太曆を著はし、その孫公定は系譜に精くして尊卑分脈を著はす、中にも北畠親房の神皇正統記は文議共に流暢、小島法師の太平記は文章尤も華麗、増鏡は元弘當時の人の手に成れる史書、並びに文學上上乘の作なり、殊に兼好法師(吉田)の徒然草は古雅優長實に當代を代表する傑作たり、加ふるに歌道に於ても、兼好は頓阿(三階堂)、淨辨、慶雲と共に後の

和歌、四天王の稱を得、又二條良基は、菟玖波集を撰みて連歌に一新紀を與へ、斯道の傳統は永く失はれず。此外この代には、前朝に次で佛教流行し、僧侶に有名なる碩學多く、師鍊、周興義堂、絶海等相次て詩文の名手たり。又美術界にて注意すべきは、可翁が清淡の唐畫を傳へて、從來の倭畫に對立したるより、次期東山時代に於て大に唐畫の發達を見るに至りし事なりとす。(なほ後節足利代の文學美術の項參看すべし)

注意すべき事項

(一) 廂番

建武元年中興政府の組織せられし時、鎌倉に置いて、武士及朝官をして交るゝ結番せしめて、以て關東の施設をなさしめたものを、關東、廂番と云ふ。

(二) 大燈國師

京都大徳寺の高僧にして、頗る教學に精しく、屢々禁裏に候す。嘗て後醍

醐天皇國師と禪學問答をなされし如き事あり。

(三) 圓觀・文觀・慈嚴

後醍醐天皇は佛教を信仰し、賜ひしを以て、常に是等の僧を宮中に召されしが、實は元弘の御企の爲め、是等の僧徒を收攬して、宮中に於て關東調伏の御修法を行はしめ、密謀を計らせ賜ひしなり。

(四) 藤原藤房

藤原藤房は、元弘、建武天步艱難の際に當りて、扶助し奉りし一臣にして、建武元年その官職を罷む。然るに、此際大に中興政府の弊政を諫議して、聽かれず、因て俄かに世を遁れたりと傳へて、世に之を天馬の諫と稱して有名なれど、甚だ信ずべからず。

(五) 儒書刊行の始

後村上天皇の正平十九年、泉州堺の道祐なる人、論語集解を刊行したるを以て、本邦儒書刊行の始めとなす。是より後、足利代に至りて、刊本多く

あらはれたり。

(六) 宗良親王

宗良親王は後醍醐天皇の皇子にして、始め薙髮して尊澄と名乗らせ賜ふ。後村上後龜山天皇の際、遠江井伊谷を根據として常に東國を鎮めらる。又雅道にも長じて、新葉和歌集を撰ひ給ひたりき。

三

足利時代

後小松明德四年——正親町天正元年
紀元二〇五三——二二二三

一 二 二 室町幕府の制

建武中興の新政も間もなく破れ、尊氏夙く幕府を京の室町に開きしと雖も、尊氏義詮兩將軍の間は戦亂未だ治まらずして、制度設定の暇なく、三代義満の時に及んで諸制始めて整頓し、室町幕府の基礎茲に確立せしなり。然るに其制多くは鎌倉の舊に倣ひて變更するところ少し、今其要を擧げん。

(一) 幕府の組織

まづ(1)將軍上にありて諸政を總理し、公方又は室町殿の稱あり。次に(2)將軍の一族斯波、畠山、細川の三氏將軍を補佐し、之を三管領と云ふ。又相伴衆あり、管領に進じて幕府の優遇を受く。此外又(3)政所にて財政を掌り、(4)問注所にて文書を取扱ひ、(5)侍所にては主として刑法に與かる。此長官を所司と云ひて、赤松一色山名京極の四氏任ぜらる。之を四職と名く。以上三管領四職は尤も威權あり。

(二) 鎌倉に於ける設備

足利代は前代と異なりて、幕府京都にあれば、その憂は地方にあるを以て従來政令の出府たりし鎌倉の地には、特に嚴重の備あらざる可からず。故に將軍の一族を以て此地の管領となす。後村上天皇の正平四年(2009)尊氏の次子基氏、此職に就き、上杉憲顯その執事となりしを以て、關東管領職の始めとなす。この後管領漸く勢を得て自ら公方と稱し、其執事を管領と呼びて、宛然室町幕府に異ならず。

(三) 諸國に對する設備

邊境の鎮綏としては、九州探題の外更に陸奥出羽の探題を置き、其他の諸國は舊に仍て守護地頭之を治め、守護の中にて將軍の一族及勳功ある諸將の大國を領する者をば、國持衆クニモチムラと稱せり。

一一三三 足利尊氏の設備

尊氏は逆節を以て中興の政府を倒したりしが、其成功は宗族將士の力に由る處多ければ、今創業の際に當り、是等に對して嚴格なる處置を施す能わず。爲めに尊氏・義詮二代の間は、一族君臣の間に内訌を生じて頗る紛亂を極めたるも、尊氏の機敏なる策略と遠大なる器宇は、優に覇主たるの資格を備へしものにて、義滿の時に確定せし諸制も、實は尊氏の創めしを完成せしに過ぎず。尊氏又北條の貞永式目に倣ひて、光明帝の建武三年南朝 延元 1996、僧是圓昭道其弟眞、惠、玄、惠、法、印以下法令に明かなる者に命じて、將士の所行を規定したる式目十七條を撰ばしむ。此を建武

式目といふ。

一一四 足利義滿の政治

三代義滿は、足利家の爲めには尤も重要な將軍にして、その初期には其政多く、(1)まづ元中九年北朝 明德 2052、南北朝合一の事を取計らひて、皇室の紛亂を止め、(2)次に後小松天皇の應永五年2058、幕府に三管領四職以下の官職を置いて、幕府の基礎を堅め、(3)又尊氏義詮は創業の際なれば、その功臣に憚りて抑制し難き事情ありしも、義滿に至ては斷然強臣の威力を抑へ、さき以後龜山天皇の元中八年北朝 明德 2051には山名氏清を誅し、越へて後小松天皇の應永六年2059には大内義弘を除き、以て天下を威壓したりき、(4)又夙に外交にも注意して、應永八年2061遣明使を派してより、其後屢々明と修交せしが、後世國體を耻しめしとの批難を免れず。此外にも專横なる舉動多く、(5)切りに土木を起して、室町の第を飾りて、花御所と稱し、將軍退職の後北山に莊麗なる金閣寺を建て、之に住し、頗

る驕奢を極めたるは、工、藝、美、術、發、達、の、上、に、資、す、る、所、あ、り、し、も、民、力、を、費、
して願みざりしは、治者の儀表にあらず。要するに、晩年の政治はその初
めに比して大に劣りたりき。

一二五 細川頼之

さて右の如く義滿初政の成績大に舉りしも、畢竟細川頼之が屹屹之を
輔導し置きしが故なり。頼之は前將軍義詮の遺命を受けて、義滿將軍を
輔佐し、或は公納の役米大小名及御家人一般より其所得の幾分を出すを役米と云ふの額を減じ、或は訴
訟地の處分をなせし等、大小の政其手に成るもの多し。然れども漸く勢
を得るに及んで、諸大名に嫉まれ、後龜山天皇の天授五年康暦元年(2039)一旦除
かれて領國讃岐に歸りしが、後義滿之を悔ひて再び召返して、施政の參
謀となししに、同元中九年明德三年(2052)病て没す。頼之が將軍近習の惡弊を禁
じて、諸士を戒めたる戒法三ヶ條は尤も氏の精神を見るべく、義滿が山
名氏清を除て幕府の威令を示せし際には頼之殊功を立てたり。

一二六 明德の亂

山名氏は足利家の元勳として、勢威を中國に振ひ、氏清に至て其宗族を
將軍義滿に讒して之を退け、明德の頃その所領五十一ヶ國に亘る。此時
偶々將軍細川頼之の嘗て斥けられしを再び召返して、幕府に入れしに、
頼之は夙に山名の專横を憤りて之を伐たんとせしかば、氏清頼之と相
反目し、後小松帝の明德二年南朝元中(2051)兵を起して京に向ふ。義滿内野
に出軍して氏清を敗死せしめ、幕府の威力是より大に擧る。之を明德の
亂と云ふ。

一二七 足利代の外交

第壹 支那交通

(一) 隆興 南北朝時代天龍寺船の往復に引續きて、將軍義滿は夙に外
交に意あり、後小松天皇の應永八年(2061)始めて僧祖阿を正使とし、肥前の
商人肥富コイシミなる者を副へて、明國に聘し、翌年明使來りしを以て、之を北山

第に引見す、是より連年彼我の交通あり。それより應永十一年、圭密等明に至りし頃より勘合印始まりて通聘の信となし、彼我の往來益々繁し。
(勘合印は双方の勘符にして此を所持せざる時は海賊と見做すなり)

(二) 盛衰 斯くて一時盛なりし明國との往來も、應永十五年義滿薨去の後は又以前の如くならず、遂に稱光天皇の應永廿六年(2079)に至りて、將軍義持一旦外交を謝絶したりしが、義教の代再び開通し、義政に至て尤も繁く、後花園天皇の寶徳三年(2111)僧允澎を遣はしたるを始めとして度々往來ありて、貨物貿易と共に數多の書籍を求め、殊に應仁亂後は國內の財用缺乏せしを以て、銅錢を彼に仰ぎたりき。

(三) 其廢絶 應仁亂後は、内國紛亂して交通衰へしと雖も、なほ前々より引續きて西國諸侯の自ら支那に交通するものあり、或は京畿の諸寺より貿易船を派するものありて、外交の事は足利代を通じて活動しぬ。然れどもこの後義輝將軍の頃天文廿年(2111)に至りて、從來勘合符の事を

管掌し來りたる大内氏亡ぶに及んで、從て明國との貿易も亦漸く廢絶したりしなり。

(四) 其利害 義滿が明に送れる表文に「日本國王臣源」と記し、又明の年號を用ひ、此後義教、義政もなほ此書式によりしは、素より失態に相違なく、後世種々の批難あれど、之が爲めに決して其利を没すべからず。元來遣明の表面は貢聘にあれど、裏面は我物品を無税にて彼の物品と交易し來る爲め、貿易の利益を受くると大なり。又彼我學僧の往來頗繁にして、詩經四書の新註を始め珍籍、古書畫、珍翫異物を齎らして、文學美術に輔益せしところも少なからず。後には我が經濟界の不調を和げし點も亦利益の一なり。

第貳 朝鮮交通

朝鮮との交通も、三代義滿に至て漸く盛んなり、義持、義教の世西國諸侯の私通する者多く、八代義政に至て、康正元年(2115)對馬の宗氏に命じて修

交せしめ、文明六年⁽²¹³⁴⁾頃より朝鮮との往來にも信符を信となすに至れり、蓋し南北朝の倭寇はなほ支那及朝鮮の沿岸を犯せばなり。その後朝鮮との交通は、獨り宗氏の掌る所となりて、足利代を通じて繼續したりき。此交通の利益も明國と同じく、或は大藏經を求め、或は國內諸寺の建築費を彼に徴したる等、經濟上の利得も亦少しとせず。

一二八 關東公方

第一 關東管領創置の理由

京に幕府あればその憂は地方にあり、地方に幕府あればその憂は却て京にあるは、我邦覇府興亡の跡を尋ねて明かなるを以て、霸主は必ず此點に對する設備あるを常とす。然るに尊氏は京を顧慮して、府を鎌倉に開く能わざる事情あり、さらばとて鎌倉は世々覇府の地、東國の要鎮たれば、此地は一日も捨て置く可からず、故に鎌倉には特に管領、執事を置いて、副府とも云ふべき主政所を立て、東國を總督せしめし所以なり。

第二 關東公方の盛衰

基氏⁽¹⁾—氏滿⁽²⁾—滿兼⁽³⁾—持氏⁽⁴⁾—成氏⁽⁵⁾(古河公方)

政知(堀越公方)

(一) 創置 はじめ尊氏弟直義と議して、後日若し自家に變あるも、關東を失はざればなほ天下を保つを得んとて、後村上天皇の正平四年^(北朝貞和五年)、始めて尊氏の子基氏を關東管領となして、鎌倉に治せしめ、上杉憲顯その執事となり、室町の制に倣ひて評定、引付、問注所等を置く、義詮將軍の代に至て、諸將往々基氏をそのかせしも、基氏肯て野心を挿まず、能く其職責を全くして、正平二十二年^(貞治六年)、貞治六年薨す。

(二) 二代管領 基氏卒して其子氏滿繼ぎ、從來支配せし關八州の外奥羽をも併せ管するとなりて益々勢あり、私かに自立して將軍とならんとするの陰謀あり、上杉憲春諫死したれども尙ほ止まず、將軍義滿

駿河詣てと稱して東遊せしは、暗に之を威嚇したるものなりと云ふ。

(三) 應永の亂 氏滿卒して其子滿兼代り、愈々權威を得て、室町に倣ひて自ら公方と稱し、執事を管領と呼ぶ。時に後小松天皇の應永六年(2059)周防の大内義弘將軍に快からず、遙かに滿兼と通じて幕府に反き、南朝の遺臣楠木菊池氏等と合して兵を率ひて攝津堺に上陸し、義滿と戦ふて敗死す。是を應永の亂と云ふ。

(四) 禪秀の亂 滿兼卒して子持氏嗣ぎしに、爲人頗る輕早なれば、扇谷の上杉氏憲(禪秀)屢々之を諫めしも用ゐられず、却て山内の上杉憲基舉用せられたり。(憲基鎌倉の山内に居り、氏憲扇谷にあり、故に世に之を鎌倉の兩上杉と云ふ。共に鎌倉公方の管領なり)然るに此頃京にては、將軍義持の弟義嗣自ら將軍に立たんと陰謀あるを以て、稱光天皇の應永二十三年(2076)禪秀遙かに義嗣と通じ、兵を起して持氏を攻め、持氏敗走す。因て將軍義持は持氏を助けて禪秀を攻めしめ、翌年禪秀の黨皆自殺す。是を禪秀の亂と云ふ。(後義嗣も亦義持將軍に殺さる)

(五) 持氏の亂 將軍義持嗣なくして薨せしかば、其弟僧義圓還俗して其後を襲ひ義教と云ふ。然るに當時鎌倉公方の勢威はその頂點に達し、持氏は豫ねてより將軍を期せしに、義教立つに及んで心中大に不平を抱きて、義教將軍に立てども祝賀使を送らず、又東國の幕領を占有して年貢を納れず。故に義教も亦其專横を憤りて、隙あれば之を亡さんとせり。然るに其後後花園天皇の永享十年(2098)に至りて、持氏の執事上杉憲實、持氏と隙ありて、上州白井に走りければ、將軍義教憲實を助けて持氏を伐たしめ、翌永享十一年(2099)持氏遂に自殺す。其子春王安王恢復を計りしも、成らずして殺され、末子永壽王一時持氏の後を襲ひしと雖も、實權は既に執事上杉氏のものなり。故に鎌倉管領(公方)は、正平四年基氏の開府より、永享十一年持氏の自滅に至るまで、凡て九十年にして滅亡せしものと云ふ可し。

一二九 滿濟准后と上杉長棟

滿濟大僧正は權大納言二條師冬の子にして、京都三寶院の住職なり、將軍義滿の猶子となりて、義持義量義教將軍の代に亘りて、室町幕府の顧問となり、全國寺社の處分を始め諸政の參與となりて、幕政輔導の功甚だ高し。其日記を滿濟准后日記と云ふ。

滿濟と同時に關東に上杉憲實あり、憲實は山内上杉の家にして、管領持氏の執事たり、屢々持氏の專横を諫め、持氏の亡後もその遺子永壽王を迎立して管領となし、一に忠節を盡せるが如しと雖も、實は自家の榮達を計りしものにて、遂に管領の實權を自家に收めしが如き、全く深謀遠慮の結果なり、後薙髮して長棟と號し、諸國を遍遊して、遂に周防の大内氏に投じて、後土御門天皇の文正元年(2126)長門に終る。嘗て下野の足利學校を興し、今又大内氏の文學を補け、學問上の功績も頗る大なり。

一三〇 嘉吉の變

赤松氏は、則村が尊氏の爲めに功を立て、より、數多の領土を有して威

權あり、將軍義教は其宗家たる赤松滿祐を虐待し、分家の赤松貞村を寵して、滿祐の封を割て貞村に與へしかば、滿祐大に怒る。偶々土岐一色の如き重臣皆義教に除かれたれば、滿祐も大に其身を危みて、後花園天皇の嘉吉元年(2101)義教を自第に招き、饗宴酣にして、伏兵を放て將軍を弑し、直ちに本國播州白旗城に走る。因て幕府の諸將相議して、義教の子義勝を立て、細川山名の諸將を遣して滿祐を伐たしめしに、滿祐力盡きて自殺し、赤松氏茲に亡ぶ。此役山名細川等大に戦功を立てしかば、後日山名持豊、細川勝元の跋扈軋轢は既に爰に始まりしなり。此を名づけて嘉吉の變と云ふ。

一三一 南朝遺臣の亂

先きに南北兩朝は合一せしと雖も、諸國の義聞はなほ絶えず。中にも後小松天皇崩じてその皇子稱光天皇即位するや、應永廿二年(2075)伊勢の北畠氏後龜山上皇の皇子を立てんとして、兵を起せしも成らず。次で後花

園天皇が崇光院の曾孫を以て立つに及んで、南朝の遺臣は後龜山上皇の皇子小倉宮を立てんとす。素望叶わざりしを憤りて、尊秀王を奉じ、嘉吉三年⁽²¹⁰³⁾日野有光等と共に謀して、夜禁中に入りて、劔璽を奪ひ去りしも、間もなく敗れ終る。此後なほ遺臣の吉野の奥にありて、南朝の後胤を擁立するものありしも、其勢力素より微々として云ふに足らず、皇統は遂に持明院派殊に崇光院の御流に歸し賜ひしなり。

一三三二 關東兩公方

基氏の鎌倉府は持氏に至て滅亡し、是より執事上杉氏實權を握りしと雖も、政略上公方を立て置く必要あれば、上杉憲實は幕府に請ふて、持氏の末子永壽王を迎立して成氏と云ひ、憲實の子憲忠^(山内)上杉顯房^(扇ヶ谷)と共に其執事となり、山内の家老長尾景仲、扇ヶ谷の家老太田資清之を輔佐す。然るに成氏は上杉氏を父の仇として、遂に後花園天皇の享德三年憲忠を殺せしかば、翌康正元年⁽²¹¹⁵⁾將軍義政之を聞て成氏の專横を怒

り、兵を遣はして成氏を伐たしめ、成氏は下總古河に走りて之に據る。是より古河公方と稱す。此後長祿元年⁽²¹¹⁷⁾幕府再び澁川義鏡をして成氏を伐たしめしに、澁川等は主君を立てざれば制し難きを以て、又幕府に請ふて義政の弟政知を下し、伊豆堀越に置く。此を堀越公方と云ふ。是よりして關東の諸將は各此兩公方に分屬して、益々紛紜を生ずるに至るなり。

一三三三 足利義政(東山殿)の治

將軍義政の代は、内に夫人日野氏の擅まなるあり、下に細川山名の權を爭ふありて、義政は常に此等に壓せられて、萬づ意の如くならず、その不平は積んでその自棄心を惹起し、平生政事を顧みずして、非常に豪奢を極め、或は室町の第を飾り、或は京都東山に銀閣寺を營みて別第となし、或は書畫骨董を玩び、花見茶事猿樂の遊びに耽り、頗る一時の盛を極む。故に公卿將士も自から此に倣ひて奢侈を極め、元費甚だ多し。されば繁

く藏[○]役を畿内の富豪に課し、幕府に臨時の費用ある時、畿内の富豪に其費り始[○]まりて、義政に至て、を課する者を藏[○]役と名づけ、義滿將軍の頃より課徴尤も繁くなりし也。又公幕大儀の費用を度々將士に徴し、且つ幕府が富民に對する負債償却を無効にせんが爲め、屢々德政の令[○]を發して經濟界を紊亂し、加ふるに段[○]錢（田地に課）、練[○]別[○]錢（戸別に課）等種々の税目ありしかば、下民も非常に困して、百姓の一揆、盜賊の横行沙汰頻りに起り、餓屍加茂川の流を止めし如き事ありと云ふ。乃ち是等の非政は遂に應仁亂てふ未曾有の大亂を惹起する原因とはなりぬ。

一三四 足利代の美術・技藝

南北朝より足利初代に亘りては、概して紛亂の世なりしと雖も、その支那との交通は、學僧を介して本邦美術の上に影響する處多く、宋元の墨畫はさきの可翁に始まり、此時代に入りては、後小松天皇の前後に明[○]兆（東福寺の殿司なりしを以て、兆殿司といふ、尤も佛畫に長ぜり。）如拙[○]周文（如拙の弟子）あり、如拙の門に雪舟[○]あり、後花園天皇の頃明に入りて山水畫に一機軸を出し、周文の門に小栗

宗丹[○]あり、宗丹の弟子狩野正信[○]は、將軍義政の命を受けて、銀閣寺の障子に畫きて名を揚げ、其子狩野元信[○]古法眼[○]は、傳習の唐畫に大和繪を折中して別に一新面を開きたり、乃ち從來の佛畫土佐畫等に代りて唐畫獨り振ひ、一轉して邦畫に一新面を開始せしは、此時代の特長なり、此外從來の土佐畫には、後土御門天皇の頃土佐光信[○]尤も名あり、是等も畢竟は足利將軍殊に義政が文藝を嗜好保護したるに職由するところ多く、後世此時代のものをば、凡て東山時代[○]物と稱して、美術史上に區別するに至りき。なほ以上繪畫の外、此代より漸く起り來りし種々の技藝ありて、假令ば上代の散樂より變化して鎌倉の末に起りし猿樂は、義滿將軍の頃に至りて、更に脱化して觀世清次[○]觀阿彌[○]其子元清[○]世阿彌[○]が創めたる謠曲となり、後觀世金春[○]寶生[○]金剛[○]の四座ありて、足利代を通じて大に行はる。又茶湯には將軍義政の頃に珠光[○]あり、插花に相阿彌[○]あり。此外香技[○]盆山[○]（盆載の事なり）抹茶の如き諸藝も、義政の時に至て尤も流行の極に達した

りき。又建築物にては、室町の花御所金閣寺、銀閣寺を始め、五山中にも東福寺の如きは、當代の建築風を遺存するところ多し。

一三五 應仁の亂

第壹、原因

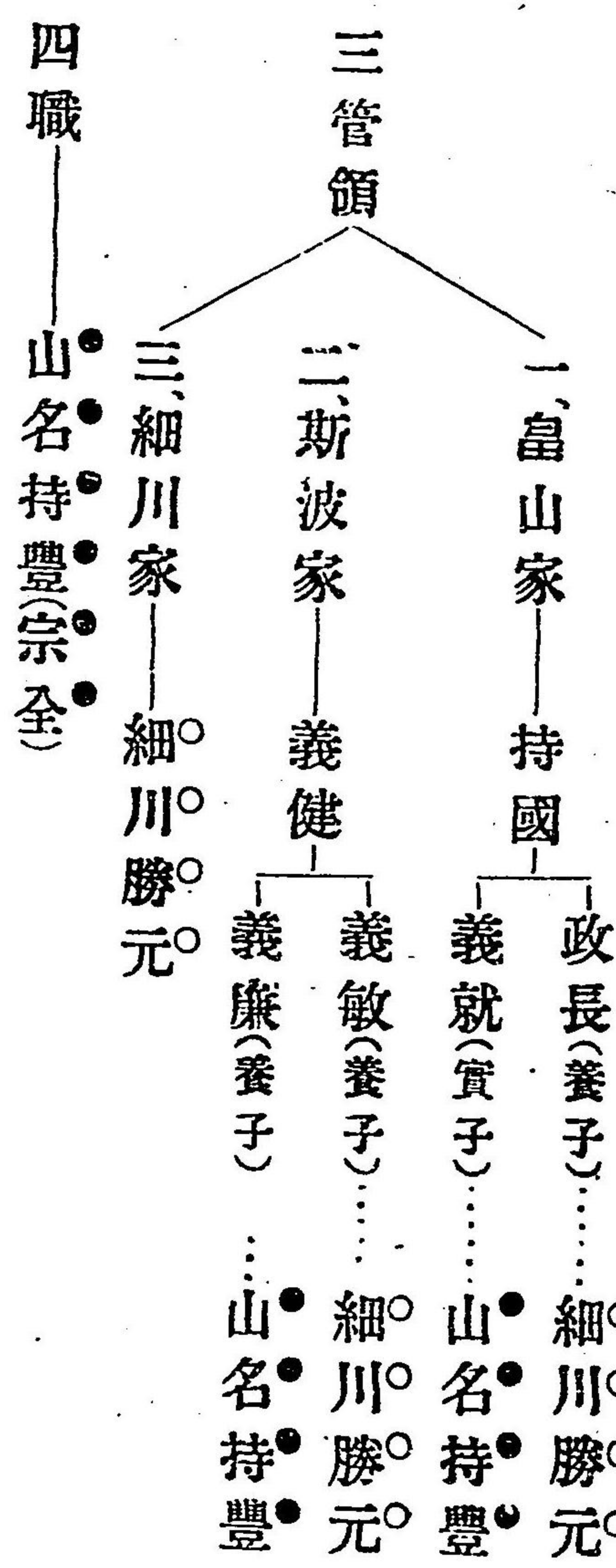
(1) まづ將軍義政の頃は、外には伊勢貞親の輩權を得て政治を専らにし、内には夫人藤原富子專横にして事を用ひ、賄賂は公行し、司法は亂れ、爲めに幾多の弊政を醸せしは、遂に此大亂を起せし動因となり。(節參看)

(2) 次に足利氏の天下統治の方針が、尊氏以來兎角臣下に任ずるとの過重なりしは、屢々管領は將軍に越へ、執事は管領を凌ぐの顛倒を來したり。此亂の如きは實に之が著例なり。(3) 加ふるに、此際恰も將軍家及管領家に於て、共に繼嗣の紛亂ありしは、愈々此亂の動機とはなりぬ。

富子
 義政 — 義尙(義熙) …… 山名持豊

義尋(義視) …… 細川勝元
(今出川御所)

將軍家繼嗣の紛亂とは、義政始め子なくして、弟僧義尋(改名視)を養子となし、細川勝元之が執事たりしに、後義政の夫人富子義尙を生み、強て之を立てんと欲して、かねて勝元と怨ある山名持豊(宗全)に托す。



然るに此時三管領中畠山家にも繼嗣の紛亂あり、始め持國は政長を養子となせしに、其後實子義就生るゝに及て、政長を廢せんとせしかば、政長細川勝元に依る、故に義就は山名の黨なり。又斯波家にも、義健の死後

養子義敏と義廉との間に争論あり、義廉は山名持豊に依りしかば、義敏は自から細川の黨なり。三管領中畠山斯波の兩家は既に斯の如し、獨り大權力を有するは細川勝元のみ、然るに此に拮抗し得るの勢力家は、四職の一山名持豊あり、兩人各實權を獨占せんとして、互に相怨む、茲に於てか將軍家と管領家の紛亂に乗じ、相分黨して目的を達せんとせしなり。

第貳、戦争

此戦は後土御門天皇の應仁元年(2127)に始まりて、文明九年に終り、前後十一年間の久しき、京都は戦の巷となりしものにて、まづ畠山家の紛亂に乗じて、山名持豊が斯波義廉等と共に義就を助け、細川勝元が政長を助けたるに戦端を開きて、山名黨は幕府の西に陣し、細川黨は幕府の東に陣して、各十數萬の兵を集めて相對す。既にして東軍は後土御門帝、後花園上皇及將軍義政を迎へ奉りたれば、西軍は義視を擁して共に屈せず。

されど文明四年頃よりは、東軍の勢漸く熾んにして西軍を凌ぎしが、翌年持豊・勝元相次で没し、兩軍共に其首領を失ひしもなほ屈せず、九年に至りて始めて解散せり。

第參、結果

(1)この戦は東西兩軍交るゝ勝敗ありて、未だ其歸着を見ざりしも、細川黨は將軍を擁立せしとて、戦の末年には自然優勢の姿を呈し、その黨與たりし畠山政長は戦後管領に上りたり。(2)次に此戦は天下の兵士を盡して悉く京都に集め、兵戈結んで解けざると十一年の久しきに及べば、第宅・寺社・大抵灰燼となりて、損害の大なる事殆んど計るべからず。されば(3)今後朝廷は非常に衰微して、何れの儀式をも行ふと能わざる程に立ち至り、公卿は都に留まると能わずして、皆緣故を求めて地方に下り、寄食の身となるの已むを得ざるに至れり。(4)なほ窮亡は嘗に公家に對してのみ然りしに非ず、幕府に對しても亦同じ、幕府の財政は是よ

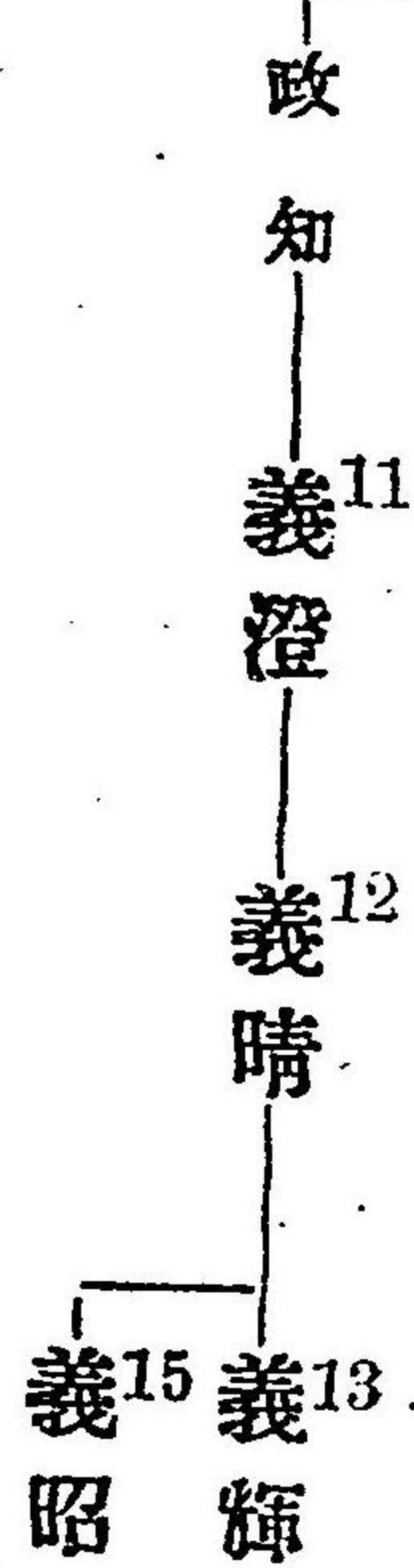
り糜亂し、將軍の威令は毫も行はれず、諸國守護地頭の制も全然瓦解し去り、各地の勢力家逞まに其の地に割據して、遂に戰國時代を現出し、室町政府の滅亡を招くに終る。蓋し應仁以後、足利氏なほ將軍の名義あれど、その實は既に早く失せ去りしものと云ふ可し。

一三六 戰國時代

應仁亂後紀綱一敗して、天下麻の如く紛雜する足利季世より、織田豊臣を経て、徳川家康の統一までを指して、通常戰國時代と稱す。(予は此區分には、幕府と朝廷と地方との三者に區別して、足利季世の置きたり。因て愛欲んす)

一三七 足利季世に於ける將軍の末路

足利季世(應仁亂後)將軍系圖



應仁以後の室町幕府は既に有名無實のものとなりて、主政府として何等の効なし。されど將軍其人には異彩を放ちしものなきに非ず、乃ち義尙の如きは其一人にて、幼にして父義政に嗣て立ちしが、頗る學問を好み兼ねて兵術に長じ、嘗て一條禪問兼良をしてその著書談治要を奉らしめて政治の參覈に備へ、又近江の六角高頼の勢を恃みて倨傲なるを懲らさんとして出征せしが如きは、尤も目覺しき事なりしに不幸陣中にて薨去したり。因て義植その後を襲ひしが、管領細川政元(勝子の子)は義澄を迎立して將軍となしたれば、義植は周防に走りて大内義興に寄り、義興之を奉じて上洛し、義植を將軍職に復し、自ら管領となりて政を執る事十一年に亘りしが、大内氏も爲めに財用多く且つ雲州の尼子が故國を犯すの恐あるより、遂に本國に歸る。爰に於て細川高國(政子の子)代て管

領となり、義植を廢して（義植淡路に走りしを以て島公方の稱あり）義澄の子義晴を迎立し。その子義輝次で立ちしに、細川の家老三好の屬臣たる松永久秀權を專らにし、三好義繼等と共に、永祿八年（2225）將軍義輝を弑して、義植の孫義榮を立つ。故に義輝の弟義昭は諸國に流浪したる後、遂に織田信長に投じ、永祿十一年（2228）信長義昭を奉じて入洛し將軍職に就かしめしが、後信長と隙を生じて、天正元年（2233）河内に走り、遂に毛利氏に投ず。蓋し將軍の實權は、永祿十一年の頃より既に信長の掌中におりしものなりと雖も、名義上は義昭なほ將軍たりしに、茲に至て名實共に亡びて、是より織田氏の天下となるなり。實に足利氏は延元三年（1498）尊氏幕府を削めしより、義昭の天正元年（2233）京都落去まで、總て十五代二百卅六年にして滅亡したりき。

一三八 足利季世に於ける皇室の御狀態

應仁亂後は雷に幕府の衰亡のみに止まらず、公家も亦非常の打撃を被

りて、公卿は四散して衣食を地方に求め、皇室は衰微して朝儀一も舉らず、明應九年（2160）後土御門天皇崩御せらるゝや、御葬送の費なく、次で後柏原天皇立ち給ふも即位大典の費なく、本願寺の僧光兼（實如の子）の献金によりて始めて行ふを得たり。次の後奈良帝は大内義隆の献資に由り、正親町帝は毛利元就の献資に由りて、始めて即位の式を行はれたり。さらば三條橋上より内侍所の燈火を望み、紫雲殿前左近橘樹の下には市人茶店を設け、或は謝儀を收めて宸筆を下し賜ふの畏き有様にて、皇室の式徴は實にその極度に達したりしが、織田信長の勤王に至て始めて前日の御窮狀を回復せられりなり。

一三九 群雄割據

應仁大亂後公幕の衰微は既に右の如く、天下政令の出る所なければ、地方の紛亂は素より其所なり。蓋し下剋上は室町幕府政治の大缺點にして、上に管領の將軍を凌ぎ、執事の管領を凌ぐあれば、下に諸國代官の守

護を凌ぐありて、常に紛紜絶へざりしが、此紛紜は應仁亂に至りて大に曝發し、少しく勢力ある者は皆各地に割據して篡奪を逞にし、欲望を遂げんとす。斯かる時勢は又前後幾多の英雄を生みたれば、地方は實に群雄の爭奪場、中原の鹿は未だ誰人の手に落つるや、豫め卜すべからざるの觀あり。今各地の概況を分説せん。

(一) 奥羽の方面 出羽に最上あり、陸奥に蘆名、伊達、南部ありて、互に境土を争へり。就中伊達氏最も隆盛なり。

(二) 東海道の方面 關東の方面にては、伊勢、國關ミヅノ氏の一族なる北條長氏、早雲先づ伊豆に起り、後土御門帝の延徳三年(151)同國堀越公方足利政知の病死に際して、その子茶々丸政治を紊亂するや、長氏は此紛亂に乗じて、茶々丸を攻殺して堀越家を亡ぼし、遂に伊豆を略し、後相摸、小田原に城きて根據となし、氏綱、氏康相次で四隣を攻略し、遂に關八州を逞にするに至る。之を小田原北條又は後北條と稱す。時に房總に里見氏

あり、屢々北條と兵戈を交ゆ。鴻臺の戰は此著きものなり。此他甲斐には武田氏あり、信虎の子晴信(信玄)に至て熾んに、駿遠には今川氏親あり、其子義元に至て益々強大なり。之と同時に、三河には松平氏あり、始め徹々たりしも、清康に至て漸く興起し、その孫家康に至て大に著はれ。次で尾張には織田信秀あり、其子信長に至て大に著はる。桶峽の役は今川義元との衝突にして、尤も有名なるものとなす。

(三) 東山、北陸兩道の方面 美濃には齊藤秀龍あり、土岐氏を制して勢を得。信州に村上氏、野州に上杉氏あり。翻て北陸に至れば、越前に斯波朝倉あり、越後には長尾氏あり、爲景の子景虎に至て、山内管領上杉憲政、北條氏康に攻められて來投せしより、景虎關東管領と稱し、上杉氏を冒して、上杉輝虎(謙信)と云ふ。その甲州武田信玄との争衡は、川中島の役を以て有名なり。

(四) 近畿の方面 近江には淺井氏あり、のち長政に至て漸く盛な

り。此他伊勢の北畠、大和の筒井、紀伊河内の畠山等尤も著はる。

(五) 四國の方面 阿波の三好、伊豫の河野等ありしが、後土佐の長曾我部崛起し、元親に至りて遂に四國を徇ふに至れり。

(六) 山陰・山陽方面 但因に山名の一族あり。雲州に尼子氏あり、晴久に至りて熾んなり。周防の大内氏は、かねて外國交通の取扱をなし、義興以來頗る勢を得、義隆に至りて大に富みしが、毛利元就安藝に起りて、漸く智謀を以て四隣を侵し、大内・尼子氏を併せて、非常の全盛を極むるに至る。中にも大内氏との衝突たる嚴島の戦は、毛利興起の起原をなすものにして有名なり。

(七) 九州の方面 九州には諸豪族の崛起するもの頗る多し。筑前の少貳、肥後の菊池は稍や振あざりしが、豊後の大友氏は又外國貿易に關して、義鎮に至りて隆盛を極め、肥前の龍造寺は隆信に至りて盛に、薩州の島津氏は義久に至りて名を天下にあらはせり。

一四〇 戦國時代に於ける著名の戦争

(元龜以後の戦争は、第四織豊時代を見るべし。)

戦國代は劔戟の音日夜絶へざりしとなれば、大小の諸戦頗る多しと雖も、中に就て各族の運命の決せられし史上著名の戦争を擧ぐれば、凡そ左の如し。

第壹、國府臺の戦

古河公方系圖

成氏—政氏—高基—晴氏
義明

さきの下總古河公方は、成氏より相傳へて高基に至りしが、此頃北條氏益々強勢にして、高基を擁して關東

の統一を計りしかば、かねて北條と主權を争ひし山内上杉氏の黨與なる上總の眞里谷武田の輩は、高基の弟義明を奉じて、下總の小弓（今ノ生實）に置き、之を小弓御所と稱し、安房の里見義堯も亦小弓御所に屬したれば、その勢愈々強大となりしに、加へて義明は剛勇一邊の人なれば、早く關

東を平定して自ら公方とならんとせしを以て、北條氏は古河公方晴氏の命を奉じて之を伐たんとし、後奈良天皇の天文七年⁽²¹⁹⁸⁾氏綱氏康父子小弓御所義明及里見義堯等と下總國府臺に會戦したりしが、義明の軍大敗して子弟大抵戦死し、里見義堯纔かに身を以て遁れたり。北條氏はより益々興起す。是れ有名なる國府臺の戦なり。此後里見氏はなほ北條と戦を交へ、のち正親町帝永祿七年⁽²²²⁴⁾にも、里見義弘北條氏康と再び此野に戦ひしとありき。

第貳、河越の役

河越の役は前後二回あり、始め扇谷の上杉氏北條氏と戦ふて常に失敗し、日々に衰へしが、上杉朝定武藏河越に據て北條氏を伐たんとす。因て天文六年⁽²¹⁹⁷⁾北條氏綱氏康河越を攻めて之を奪ふ。是を河越前役と云ふ。然るに山内上杉氏も常に北條氏と戦ひて志を得ず、此頃憲政上州白井に在りて、古河公方晴氏を奉じて朝定を助け、天文十四年⁽²²⁰⁵⁾相合して河

越を復せんとす、城將北條綱重死守して屈せず、翌年氏康援兵を以て大に敵軍を破り、朝定は戦死し、憲政は後天文廿一年⁽²²¹²⁾越後に走りて長尾景虎に投ず、之を河越後役と云ふ。爰に於てか久しく關東管領たりし山内扇谷の兩上杉は共に滅亡し、越へて天文廿三年⁽²²¹⁴⁾北條氏康は古河公方晴氏を幽して諸子を殺し、古河公方も亦没落す。さきに延徳三年堀越公方亡び、今又古河公方も滅びて、兩公方共に亡ぶ。さらば河越の後役は實に關東の形勢に重大なる關係を有するものなりとす。

第參、川中島の戦

甲斐の武田晴信^(信玄)は益々勢を得て、信州の村上義清を伐ちて其地を略したれば、その領土は逐次越後の上杉輝虎謙信に迫りたるを以て、兩者の衝突は早晚免るべからず。されば義清走りて輝虎に投じたるより、愈々兩將雄を信州川中島に争ふに至れり。此役は後奈良帝の天文廿四年⁽²²¹⁵⁾と正親町帝の永祿四年⁽²²²¹⁾との前後二回あるのみ、今日傳説の如き

左まで著しきものにあらず。

第四、大内氏の滅亡及嚴嶋の戦

大内氏は、義弘が應仁、亂に東軍に屬して所領を得たりしより漸く勃興し、次で義興は將軍義隆を奉じて久しく管領の職に在り、義隆に至て尤も隆盛を極め、中國及豊筑の霸權を握り、代々外交貿易に與りて富饒なるに従て、風俗漸く奢侈に流れ、又數多寄食の上方^{カウガ}縉紳に接して、文藝に沈溺したるの結果は、遂に人心を懦弱にして武備を修めず、偶々其臣陶隆房^{晴賢}と怨を構へて、主家を亡ぼさんとし、私かに毛利元就と通じて陰謀を進め、遂に天文廿年²²¹¹大内義隆を長州大寧寺に攻殺し、大内氏茲に滅亡す。

然るに毛利氏は一旦陶と相通じて大内家を亡ぼさしめ置き、程なく陶と絶ち、之をも亡ぼして大内氏の所領を略せんと欲し、殊更に城壘を嚴島に築きて後、奈良帝の弘治元年²²¹⁵わざと此孤島狹隘の地に陶晴賢の

大軍をおびきよせ置き、毛利元就小早川隆景以下風雨に乗じて、私かに兵船を發して巧みに上陸し、元就隆景の兩軍晴賢を夾撃して其全軍を撃にし、晴賢戰死して茲に戦局を結びぬ。是より毛利氏大内氏に代りて中國及豊筑に覇となり、英名俄かに海内に轟き、次で雲州の尼子を亡ぼし、豊後の大友を服して、毛利の獨舞臺を演ぜしは實に此嚴島の戦役に基く。

第五、桶峽の戦

今川氏は氏親の子義元に至て益々強大にして、既に駿遠參を併せ進んで尾張を略せんとして、正親町帝の永祿三年²²²⁰大兵を率ゐて尾張に攻め入り、桶峽^{アヲカキ}に陣す。織田信秀の子信長、寡兵を以て決死に向ひ、巧みに主軍の銳鋒を避けて、側路より風雨に乗じて、義元の本營を襲撃し、一舉にして義元の首を斬る。是より信長の威名は頓みに廣まり、後日雄飛の一動機を信長に與へたりしなり。此役に松平元康^小

(家)今川氏を助けしが、義元の子氏真の到底共に事を謀るに足らざるを見て、遂に信長と相和するに至れり。

一四一 足利代の宗教

(一) 神道

神道なるものは、其始め決して宗教と稱すべきものに非ず。最澄、空海が盛に本地垂迹の説を唱へてより、漸く宗教の臭味を帯ぶるに至り。南北朝時代には、北畠親房が周易の理によりて一種の神道を開き、足利代に入りて後土御門天皇の頃、一條禪閣兼良は更に神道と佛説とを混和し、その説を受けて下部兼俱更に布行して、唯一神道或は宗源神道なるものを創む。蓋し時を経て附會漸く多きを加へ、神道の本意は漸々消却し去れり。

(二) 佛教

禪宗は鎌倉代に續いて行はれ、尊氏は天龍寺を造りて其僧夢窓國師、疎

石を崇び、義滿相國寺を立て、自ら剃髮して道義と稱し、從て此代を通じて大に武人の間に行はる。故に鎌倉の五山に倣ひて京にも五山あり、天龍寺、相國寺、建仁寺、東福寺、萬壽寺の五寺にして、南禪寺は此上に位するものなりと云ふ。五山の僧侶が學界に於ける事功尤も多し。日蓮宗も亦戰國勇壯の人心に投じて武人の間に行はれ、一向宗も亦その傳統者の英俊なるより、大に勢力あり。さきに覺信尼が親鸞の法統を承けて大谷派本願寺の祖となりしより、相傳へて後花園、後土御門の朝に蓮如上人(兼壽)あり御文を作りて布教に盡力し、中興の宗となる。その子實如上人(光兼)は後柏原帝即位の資を獻じて准門跡に列せられ、大坂に本願寺を建て、諸國に熱心布教して、大に民間に勢力を得るに從ひ、又往々兵戈を弄ぶものもありき。大坂の本願寺は、此後顯如上人(光佐)に至りて、織田信長の爲に亡ぼされ、其子光壽、豊臣秀吉に請ふて再興を許され、是より京都の本願寺となる。さて斯く鎌倉代より佛教の盛なるにつれて、政堂に

立つ者にして入道する者多く、戦國の世となりては、諸國の武士往々入道して陣頭に臨むものありて、僧俗の別甚だ明かならず。

(三) 天主教

右の如く佛教は前朝に引續きて行はれしが、天文の頃より外人漸く西國に來航して天主教を布教し、豊後の大友周防の大内等に之を信ずる者多く、遂に畿内東國に及びて佛教の勢力は一時少しく挫折せられしとは疑なし。(第一四四節參看)

一四二 一向一揆

佛教勢を得るにつれて、浮浪の徒身を僧界に投じて亂暴をなす者多し。中にもは蓮如の布教効を奏して、大に民衆の信念を堅め、殊に北陸に尤も勢力を得て、その徒屢々一揆を起す。一向一揆は實に足利代より織豊時代に通じての呼物たり。其最も著きものは、後土御門天皇の長享二年(2148)の一向一揆にして、加賀の守護富樫政親を亡ぼし、越中能登を掠めて

越前を圖り、同宗中の別派も亦各々相争ふ。此後後奈良天皇の享祿天文の際に當て、本願寺の光教(證如上)及延曆寺の僧徒は、日蓮宗の徒と激戦を開き、非常なる紛雜を極めたとあり。後織田氏の代に至りても、一向一揆は尙ほ爲政者の侮る可からざる敵たりしなり。(織豊時代參看)

一四三 足利代の文學

教育機關としては、鎌倉代より金澤文庫の存せし外、何等の見るべきものなかりしに、南北朝以後戦亂打續きしとて、勿論學習場等の備はるべき理なし。唯足利代に入りて、かねてより足利氏の郷學と思はるゝもの、下野足利に存したりしを、後花園帝の永享年間上杉憲實之を擴張し、數多の書籍を寄せ學規を定めて、始めて學校の體裁をなし、其子弟相次て保護せしを以て、此一所が暗夜の一隅に時ならぬ微光を放ちて、戦國時代關東の文學に影響を及ぼせし處多く、珍らしくも其跡なほ今日に存す。翻て此頃京都の方面を見れば、かの紀傳明經明法算道等の諸家

も皆衰へて振わず。唯後花園帝の頃、洞院實熙、萬里小路時房、五條業忠の如きは曾公卿中の學者にして、著書も少しとせず。續て一條禪問兼良、尤も博學にして、文庫を立て、數多の書籍を集む。その著日本書紀纂疏最も名あり。僧侶にては、鎌倉以來佛教の盛んなりしに、伴ふて學僧續出し、殊に禪僧は常に元明に往來して、儒佛に精く、詩文に長じ、鎌倉以來の文學は獨り其掌中に握りしとて、碩學甚だ多し。後土御門帝の前後に、桂庵・一休和尚、周鳳・一慶等皆有名なり。又詩文は、上代の文選、白氏文集等に代りて、韓退之、蘇東坡等の體行はるゝに至り、五山の僧徒の専らにする所にして、將軍義政の頃、靈彦、義統、萬里などを最とす。和歌は朝廷も幕府もなほ好ませられ、公卿には三條西實隆、東常綠、僧侶には堯孝、正徹等名手と仰がる。又武人に於ても、關東の長尾景仲、太田道灌、父子、關西の大内義隆、肥後の菊池重朝等は皆學教を勵みし人なり。されば當代を以て決して文學の絶世等と稱すべからず。

一四四 南蠻布教(足利季世の外交事件)

朝鮮との交通は、對馬の宗氏舊に依て之を掌り、支那との往來は、周防の大内義隆之を介し居りしに、天文年間大内氏衰へて、此方面振わずなりしに引換へ、漸く本邦に入り來りしは彼の泰西人なり。抑も我邦が始めて歐洲に紹介せられしは、我が文永年間當時支那蒙古に仕へたりし伊太利人マルコ・ポロ(Marco Polo)が歸國して著せし書中に、日本の事を述べたるを以て始めとなす。其後歐人漸く東洋に航海を試みて、我が永正年間葡萄牙人が南洋の臥安を占領してより、東洋との通路逐日開け來りしが、其我邦に始めて渡來せしは、後奈良帝天文十一年(2202)葡人アントニオ・ダ・モタ(Antonius Da nota)等が大隅種子島に漂着したるを以て始めとなす。その後の沿革を述べれば、これより葡人屢々來りし中にも、天文十二年ピントー(Pinto)種子島に來りて、島主時竟及豊後の大友義隆に鉄砲を傳へ、傳へて將軍義晴に献ず。次て天文十八年(2209)

サ・エ・ル (Xavier) 薩摩に來り、島津氏の許可を得て、始めて耶蘇教を布教せしが、耶蘇教傳來の始、後佛徒に妨げられて上京せんと欲し、遂に豊後の大友宗麟及長門の大内義隆に會して、此等の各地に布教し、該宗漸く本邦に廣まり、此後葡人の外、英吉利、西班牙、和蘭諸國よりも來るもの多し。而して邦人は當時渡來の洋人をば凡て南蠻人と呼び、その天主教をば専ら切支丹宗と稱す。この後織田信長此布教を許して、永祿十一年(2228)京に南蠻寺を建て、伴天連(伴天連は宣教師の稱にいで、耶蘇教を住せしむ。後に至りては大友大村有馬等西國の信者遠く使を羅馬に遣はし、其文書等今日彼地に存するもの少なからず。次て豊臣秀吉は該教を禁止して、或は天主教の寺院を破壊し、或はその信者を改宗せしめて、耶蘇教を改宗するに云ふ)一時少しく打撃せられしが、慶長三年(2258)秀吉薨去して再び興らんとするの狀勢なりき。

注意すべき事項

(一) 貫高と石高

此は共に田制にして、上代は必ず町段を以て田地を計り、何町何段と稱せしが、鎌倉代に入りては此制を改めて、田地より收納する錢の貫高を以て計るととなり、田何貫文など、稱す。然るに室町幕府の末に至りて、更に此貫高を改めて石高となし、田地の收納米を以て計るとはなりぬ。

(二) 半濟

こは鎌倉以來の術語にして、其地の收米を幕府にて半分取りて兵糧となすを半濟と云ふ。

(三) 乃貢又は物成

上代田地より收むる租をば田稅又は田租と云ひしが、鎌倉以來田租をば乃貢又は物成と云ふに至りしなり。

(四) 國領と莊領

朝廷の領地をば公領又は國領と云ひ、朝廷に收税せざる社寺及豪族の私領をば莊領又は私領と云ふ。足利代には諸國に此私領大に増加して、公領は最も少く、朝家は益々衰微したり。

(五) 關白米と關稅

應仁亂後足利の末季には、公卿の疲弊最も甚しく、米を京都の富豪に乞ひ受くるに至る。此を關白米と云ふ。又幕府も大に衰へて財用乏しきを以て、所々に新關を設けて關稅を徵し朝獻に充つ。是より後戰國代各地の諸豪各々關を建て、旅人を困めたりしが、織田信長起るに及んで之を解禁したり。

(六) 守護代・地頭代

上代に於て諸國に在廳の起りしと同く、武家にても、始めは守護・地頭自から其管地に就きしが、後には自から赴任せず、代官をして其地を管掌せしむ。此代官を守護代・地頭代と云ひ、此等の代官が地方にありて漸々

勢力を積成し、遂に足利季世群雄割據の際に、主家を凌ぎて自立せしなり。

(七) 淳和獎學兩院別當

淳和獎學兩院別當及源氏長者なる官職は、代々久我氏の補せらるゝ例なりしに、三代將軍足利義滿が、後小松帝の應永元年(2054)將軍職を義持に譲りて、從一位太政大臣に昇りしと同時に、此官職に補せられてより、此別當及長者は遂に幕府に移りて、此後の將軍は必ず之を帶ずるととなりぬ。

(八) 恭獻王

恭獻王とは、應永十五年(2068)足利義滿の薨去するや、明主太宗より故義滿に贈りし諡號なり。

(九) 永樂錢

明の太宗の永樂年間(我が年間)鑄造せし錢に、永樂通寶あり、わが邦の僧中

正明に入りて此錢銘を書したりと云ふ。義政將軍の頃多く此錢を輸入して本邦に行はる。

百

(一) 寺小屋

鎌倉以來僧侶文柄を握りて、僧寺に庶人を集めて教授するより、寺子屋の稱起る。これ庶民唯一の學習場にして、その教課は手習と讀本とを主とし、御成敗式目貞永、庭訓往來、和漢朗咏集、始め伊呂波歌、童子教、實語教等の教科用書ありき。又武家の愛讀する書には、鎌倉以來群書治要、貞觀政要、又は吾妻鏡等の類あり。

(二) 五條業忠

清原家は代々經學の家にして、姓を五條と云ふ。後鳥羽帝の頃、五條賴業あり、嘗て中庸を禮記中より抄出し、後花園帝の頃、その孫五條業忠は、始めて朱子の新注を以て大學、中庸を講じ、共に學界に有名なる人なり。後その家を船橋と改む。

(三) 今川了俊

今川貞世は剃髮して了俊と號す。正平より應永に亘る敏腕家にして、北朝應安四年南朝延二年(2031)將軍義滿の命を受けて、鎮西探題となりて、九州地方に於て經營するところ頗る多し。加ふるに氏は文學に長じ、和歌を善くし、難太平記、今川雙紙以下の著述少なからず。

(三) 太田道灌

太田道灌資は資清の子にして、扇谷上杉定政の執事たり、頗る武略に富み、主家を助けて一時關東の騷亂を平定し、扇谷の兵勢益々振ひしかば、山内上杉顯定は反間を定政に放ちて、道灌を誣告し、定政之を信じて、文明十八年(2146)道灌を殺せり。氏は又築城法に長じ、江戸城の如きも其始めて築く所なり。加ふるに文學の才ありて、最も和歌を能くす、その著花月百首は最も氏の雅才を見るべし。

(四) 深澤矢文

深澤矢文

日本史下卷 第四部 近古 三 足利時代

武田信玄は早く西上して旗を京畿に建てんと欲すれども、自ら西上せば北條氏の其慮を衝かんとを恐るるを以て、速く雌雄を北條と決せんと欲し、正親町帝の元龜二年(2231)正月、先づ北條氏康の部將北條綱成の據れる駿州深澤城を圍み、矢文を城中に投じて、頻りに北條氏を罵り、殊更に之を激して勝敗を一舉に決せしめんとの下心なり。然れども城中應ぜず、効なくして終りぬ。此矢文をば所謂深澤矢文と稱して有名なるものなり。

四

織豊時代

(正親町天正二年—後陽成慶長七年)

一四五

織田信長の興起

織田氏は越前の守護斯波氏に仕へて、尾張の守護代に封せられたるより身を起し、その支族信秀に至りて、内に宗族を亡ぼし、外に隣國に當りて大に家聲を高む。信長は實に其子なり、信長父の志を繼て漸次興起せし次第左の如し。

(一) 桶峽の役

こは正親町天皇の永祿三年(2221)信長と今川氏との大衝突にして、(第一四)此役は大勝を得、續て美濃の齊藤龍興を攻めて之を亡ぼし、は實に信長の名聲の宇内に舉りし所以にして、是より朝廷の内旨を立入頼隆より承け、次で足利將軍義昭を迎へ、(第一三七)將軍を奉じて入洛し、之を二條邸に置く。時に永祿十一年(2228)にして、信長が實權上足利氏に代りしは此時にあり。

(二) 姊川の役

信長既に四方を平げしも、越前の朝倉なほ屈せざりしかば、之を伐たんとして越前に向ふや、近江の淺井長政その虚に乗じて旗を舉げしを以て、信長辛苦を嘗めて直ちに引返し、徳川家康等と共に淺井長政に當る。長政は朝倉の援兵を得て大に近江姊川に戦ひて大敗す。此役家康殊功を立つ時に正親町天皇の元龜元年(2220)なり。

(三) 三方原の戦

信長逸早く京畿に上りて四方に號令すと雖も、天下の諸豪傑なほ上洛して覇權を得んとするもの多し、關東に於ては武田信玄を以て最とす。乃ち信玄は巧妙なる策略を以て、信長及其黨與德川家康等を制し、元龜三年(2232)遂に遠州、三方原に出陣して家康の軍を破る、德川の兵敗走せしも、即夜德川の將大久保忠世が、崖に武田の將穴山梅雪を襲撃して、功を收めしは有名なる事なり、されど信玄間もなく病死して上洛を果さず。

(四) 足利氏の滅亡

將軍義昭は一旦信長に迎へられて二條城に在りしも、信長の勢力に壓せられて萬事意の如くならざるを以て、大に不平を抱き、其間漸く疎遠となり、天正元年(2233)義昭遂に信長と斷ちて河内若江に走り、越て三年毛利氏に投じ、茲に足利氏は名義上に於ても將軍職を失ひ、是よりは名實

共に織田の天下となりぬ。

一四六

長篠の戦争及武田氏の滅亡

甲州の武田信玄大志を齎らして死し、其子勝頼父の遺志を嗣て頻りに四隣を攻略せしかば、信長は遙かに德川と同盟して此に當る。時に正親町帝天正三年(2235)勝頼德川の屬城なる三河の長篠城を攻めしかば、家康、信長は此城の加勢として其地に出張し、武田軍と兵を交へしに、勝頼大敗して武田氏の勢力は爰に一大打撃を被りて、漸く衰亡に傾き、遂に天正十年(2242)信長は北條、德川等と謀りて武田氏の合圍攻撃を行ひ、勝頼力盡きて天目山に遁れんとして、田野に戦死し、(跡部、尾張守、長阪長閑齋も戦死す)武田氏爰に滅亡す。此後は、瀧川一益、關東管領となりて、上州鹿橋に在て東國鎮撫の任に當れり。

一四七

能州の役

關東の豪族中、中原をねらふ者は、獨り信玄のみならず、上杉謙信亦此野

心ありて、漸く北陸を略して京地に迫らんとし、能登七尾城の老臣遊佐と通じて、天正五年⁽²²³⁷⁾兵を進めて七尾城を陥れ、能州を略す。織田信長之を聞て、柴田勝家をして之に當らしめしに、未だ兵を交へずして退き返り、謙信の兵勢は益々振ひしも、程なく翌年謙信も亦俄かに病死し、其子景勝家を嗣ぎしも、年來上洛の目的は遂に果す能わず。

一四八 本願寺及伊勢長島の役

當時僧徒に兵を弄して、諸豪と相結びて信長に抗する者多し、比叡山・奈良興福寺・高野山・大坂本願寺皆然り、中にも一向宗徒は、前代より引續きて其の兵力頗る強大にして、元龜以後大坂本願寺の光佐顯如上人、信長と兵を構へ、次で伊勢長島に一向一揆起り、越前の方面にも蜂起して、屢々交戦ありしが、就中天正四年⁽²²³⁶⁾の信長の本願寺攻めは最も激烈なるものなり。後大坂の本願寺は火に罹り、光佐の子光壽、教如上人は紀州鷲森に退きたりき。

一四九 安土宗論

織田信長は痛く僧徒の暴横を懲せしも、決して其法を惡むに非ず。故に天正七年⁽²²³⁹⁾近江安土城に於て、淨土宗と日蓮宗との僧侶を會して、問答を開かしめ、日蓮宗の僧は論議に失敗して放逐せられ、淨土宗の僧は賞與を得たり。蓋し宗義を戦はしめて、僧徒に佛學を奨勵せしなり。

一五〇 備中高松の水攻

關東の野心家は前後相没して、信長獨り漁夫の利を占めしも、なほ中國に毛利氏ありて、元就の没後吉川元春・小早川隆景等能く遺子輝元を助け、相協同して頗る強勢なり。故に信長は羽柴秀吉をして夙くより専ら此方面に當らしめしに、天正十年⁽²²⁴²⁾に至りて、秀吉大舉して毛利の屬城備中高松城を攻め、河水を城中に注ぎしかば、小早川吉川の援軍至れども、施すに術なく大に困みし際、城將清水宗治進んで義死を遂げしより、攻圍始めて解け、秀吉は毛利氏と和して、本能寺の弔合戦に急ぎ馳せ返

一五一 本能寺の變

天正十年⁽²²⁴²⁾織田信長は秀吉より毛利の大軍備中高松城を援ふの報に接して自ら出征して中國九州の一圓を平定せんとし京に入りて本能寺に館し諸將を國に即かして出征の準備を命ず明智光秀は實に此役の先鋒を命ぜられし一人なり然るにかねてより信長の過激なる待遇に怨ありしとて郷國丹波より俄に中國の征途を轉じて上京し六月二日本能寺の備なきに乗じて之を襲ひて信長を弑し^{森蘭丸等勇戦せしむ呼わす}次で信長の長子信忠を二條城に攻めて又之を亡ぼす此後秀吉一時信長の遺孤を擁立するも既に織田の天下にあらず織田氏の世は實に此變に終りしなり。

一五二 織田信長の功業

信長は一個の英傑にして經世の畫策頗る大なりと雖も不幸半途にし

て變死せしを以て其功業の顯然あらはれざるもの多し素より其軍事上に偉勳を立てて天下を靜謐し人民を塗炭に救ひし如きは云はずもがな此他なほ種々の點に於てたゞゆべき事功多し。

(一)勤王敬神 信長の勤王敬神の精神は既に父信秀より承けたるものにて屢々皇室の費用を獻じ内裏を修造し朝儀を起し殊に帝室の御領及公卿の采邑を復して根本的に御經濟向きを立てたり又諸社を敬ひ殊に天正十年伊勢の内外兩宮を造營して從來の廿一年毎に兩宮を改造する規定の久しく破れたりしを復したり。

(二)僧徒の暴横を制す 當時京畿の大寺には素行修まらざる無頼の僧徒多く妄りに兵器を玩びて頗る暴慢なりしに信長果斷を以て能く之を制したりかの大和に守護を置いて奈良興福寺の專横を抑へ

大和は興福寺の運まゝにする所にして幕府も此國に限りて守護を置かざる定めなり又元龜二年⁽²²³¹⁾には從來衆庶の憚りし叡山を焼て暴僧を懲し天下の耳目を聳動したりき。

(三) 民政。 信長は戦亂の中にも頗る民政に注意し、或は諸國の豪族の設けし關所を廢して交通を自由にし、或は物品の賣買に錢貨を用ひしめ、或は學問技藝をすゝめ、或は檢地をなして田制を整へし等見るべきもの少なからず。

一五三 豊臣秀吉の興起

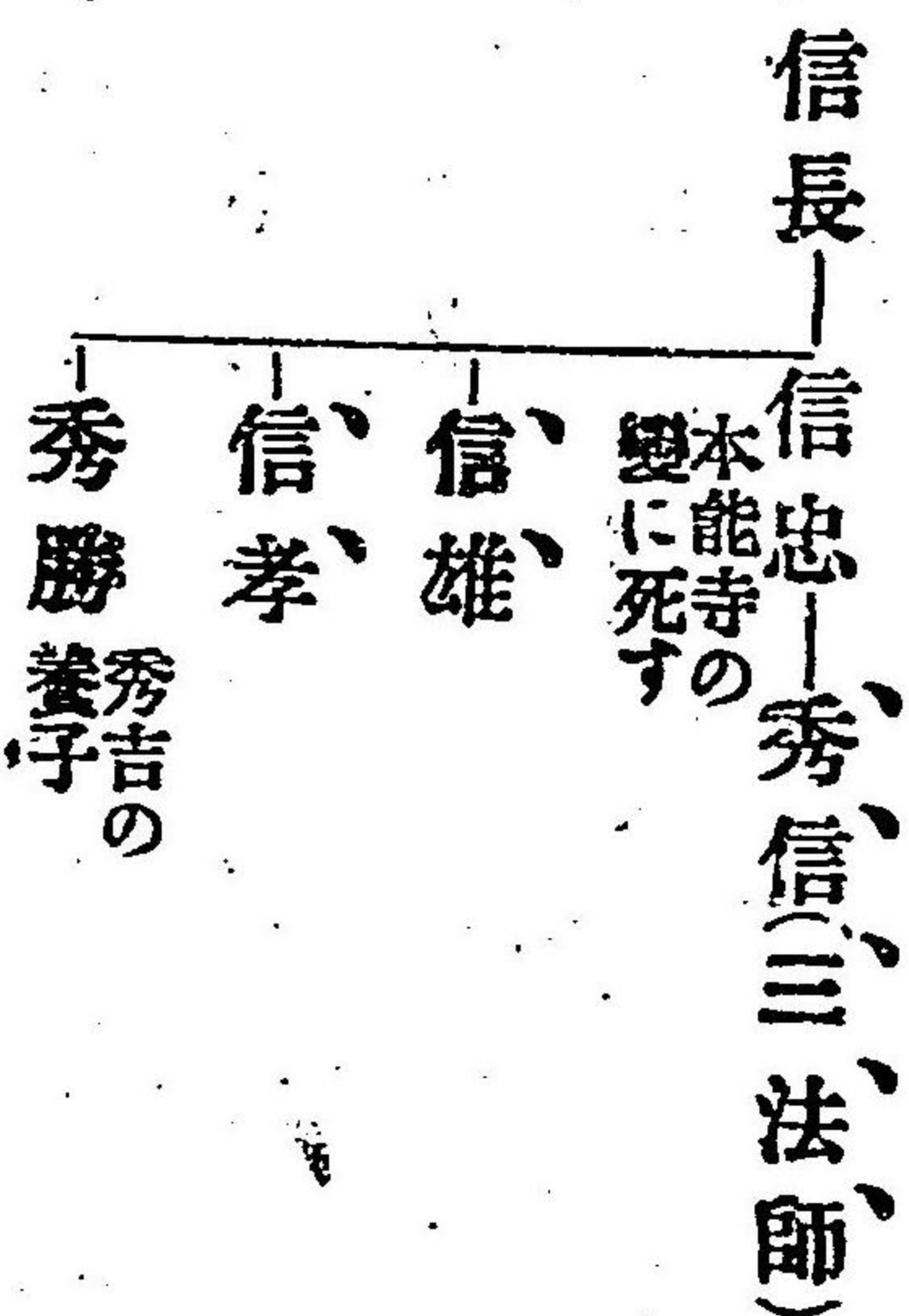
秀吉は尾張愛智郡中村の農木下彌右工門の子なり、始め遠州に行て松下嘉平次之綱ニキツナに仕へ、次で信長に轉仕し、永祿十二年(2225)伊勢の役に先登の功を立て、より漸く名聲を著はし、天正五年(2237)の頃より中國毛利經略の大事業を一任せられて専ら之に當りしが、天正十年(2242)本能寺の變あるや、私かに備中高松の陣を去りて、急ぎ東上して、是より創業の計畫を企圖せしが、その天下を得る迄には凡そ左の經歷あり。

(一) 山崎の弔合戰

秀吉備中高松の陣に在て、本能寺の變報を聞くや、直ちに引き返りて攝

津尼ヶ崎に至り、信長の三子信孝チカカを大坂より迎へ、先鋒は既に山崎に達して、六月十三日明智光秀と其地に戦ひ、光秀敗れて即夜數騎と没落の途中、山城山科に於て土民の爲めに刺さる。秀吉の天下に號令する動機は實に茲に始まる。

(二) 清須會議



秀吉既に光秀を誅して天下の人心を收めし上は、續て織田氏の繼嗣を定めざるべからず、因て宿將と尾張清須城に會して繼嗣を議し、遂に秀吉の發議を以て、信忠の幼子秀信チカノブ(三法師)が嫡長孫なる故を以て、之を擁

立し、秀吉己が臣下を京都の奉行に任じて諸政を司らしむ。其機敏なる、天下は既に秀吉掌中のものたり。

(三) 賤ヶ嶽の戦

織田信孝は秀吉の野心を疑て快からず、越前の柴田勝家も亦秀吉の爲めに、山崎に機先を制せられて、心中大に不平あり、遂に兵を擧げて雌雄を決せんとす。因て信孝は美濃、岐阜に起り、瀧川一益は伊勢、長島に據りて之に應ず。故に天正十一年(2243)秀吉兵を率ひて越前に向ひ、近江賤ヶ嶽に壘を築き、先づ秀吉の將中川清秀、柴田の部下佐久間盛政と奮闘して打死せしが、秀吉遂に賤ヶ嶽の北麓に於て、大に勝家の軍を破り、北ぐるを追ふて突進し、其本城越前北莊を攻め、勝家力盡きて妻女と共に自刃し、次て信孝も亦敗れて自殺し、瀧川は降りて爰に局を結び、秀吉の威は最早や海内の諸侯を壓したり。

(四) 小牧の役

秀吉既に海内諸將を服せしも、なほ一戦を試みざる可からざるの機会に際遇しぬ。そは織田信雄も漸く秀吉と疎くなり行き、私かに徳川家康と結びて雌雄を秀吉と決せんとの意あり、遂に天正十二年(2244)家康の軍は尾張小牧に出陣し、秀吉も續て同國犬山城に據り、互に小突撃を試みしが、その長瀬(長久手)の戦には、秀吉の部將池田信輝、森長可等皆徳川勢に敗られて討死したり。要するに此役は、家康の巧妙なる計策の爲めに、流石の秀吉も始終その牽掣を受けて大に窮狀に陥り、已むを得ずして信雄及家康に和を求めて局を結ぶ。此後は秀吉の家康に對する態度は大に變じて、頗る寛待を盡して家康を抱き込み、以て天下の主となりしなり。蓋し秀吉の霸業は此役後始めて完成したるものなり。

一五四 根來・雜賀の一揆

大坂本願寺の光佐及其子光壽は、共に紀州に退きて、私かに其徒を煽動せしかば、同國根來・雜賀の一揆は、鈴木孫市、土橋平之丞等を渠魁として

蜂起し、小牧の役には遙かに家康に通ぜしを以て、秀吉怒りて、小牧の役終るや翌天正十三年⁽²²⁴⁵⁾を以て、大舉此一揆を攻めて之を下し、悉く其渠魁を斬て事平ぐ。後天正十九年⁽²²⁵¹⁾に至りて、光壽は秀吉より京都に寺地を賜はりて本願寺を建つ、是れ今日の東本願寺なり。

一五五 秀吉の四國及北國征伐

秀吉は天正十三年紀州を征服せし後、進んで四國を伐ちて土佐の長曾我部元親を降し、同年續て北陸に轉じて越中の佐々成政を下し、是より天下統治の設計に取掛るなり。

一五六 豊臣秀吉の大設計

秀吉天下を掌中に收むるや、其大規模を發表して、後世の紀念となるべき設計甚だ多し。假令ば、(一)天正十二年⁽²²⁴⁴⁾宏壯堅固なる大坂城を築き、(二)翌天正十三年⁽²²⁴⁵⁾其身は關白從一位に任じて無上の榮譽を極め、(三)天正十五年⁽²²⁴⁷⁾壯麗なる聚樂第を山城内野に興して、翌年後陽成帝の行幸を

仰き、(四)又同十五年には北野に大茶湯會を開き、十七年⁽²²⁴⁹⁾には金銀を脚將に頒與し、(五)越へて天正十九年⁽²²⁵¹⁾には方廣寺の大佛築造の功を終へ、下りて文祿三年⁽²²⁵⁴⁾には、征韓の大事を眼前に控へながら、伏見、桃山城を築きたる等、皆其大規模を表彰せし顯著なるものとして、天下の萬衆をして茫然其偉業を仰視せしむ。

一五七 秀吉の島津征伐

秀吉は天正十三年に於て既に大概海内を平定せしも、なほ東西兩隅に於て未だ其威勢の及ばざる殘部あり、島津征伐は實に此二大殘業の一なり。抑も九州には諸族割據する中にも、肥前龍造寺豊後大友薩摩、島津の三氏尤も強大なりしが、島津義久に至りて、漸く他の兩氏を抑へて其威勢九州を風靡するの狀なりしかば、秀吉より勅命を義久に傳へて其攻撃を止めしめしむ。命を奉せざりしかば、秀吉は、天正十五年⁽²²⁴⁷⁾大兵を率ひて西征の途に上り、自ら肥後の方面より進みて遂に薩摩に入り、義

久を鹿兒島に攻めて之を降し、各其地を處分して凱旋す。

一五八 秀吉の小田原征討

秀吉二大殘業の他の一をば、乃ち小田原征討となす。抑も小田原北條は、長氏氏綱氏康の賢主相次て家を興し、氏政氏直父子なほ父祖の遺勳に依て隆盛にして、四隣を却略して止まざれば、秀吉は使を以て其放縱を責め、氏直の上洛を促せしも應ぜず。因て三河の徳川家康、越後の上杉景勝、信州の眞田昌幸等と相連結して、合圍攻撃を行ふ計畫を定め、天正十八年⁽²²⁵⁰⁾秀吉自ら軍に將として進發し、函嶺^{ツツミ}の山道を過ぎて先づ相州湯本に入り、海陸兩軍を以て小田原城を合撃せしに、城郭の堅固にして急に陥り難きを知るや、長圍の策を執りて優々娛樂に日を送り、毫も陣中の状なきと殆んど百日に亘りて、城中遂に屈し、同年七月五日、氏直城を出て、降りしかば、秀吉之を許して、氏直を高野山に放ち、氏政に自刃を命じて始めて局を結び、小田原北條爰に滅亡す。此役は實に關東全體を

威服せしのみならず、奥州の伊達政宗以下の諸將も來り投むて、遠く奥州の果て迄も靡かぬ草なく、應仁亂後紛亂の天下は爰に至りて始めて統一し、最早や海内に於て施設するの限なければ、是より愈々海外に餘力を伸すに至るなり。

一五九 豊臣秀吉の政治

秀吉は信長の遺緒を受けて、應仁以來の紛亂を掃蕩し、天下始めて靜定に歸せしは、全く其功にして、(一)先づ公家に對しては、大に恭敬を盡し、仙洞及皇室に金穀を献じ、門跡公卿を好遇し、かの聚樂第行幸の際には、此盛典に參列せし諸將をして、悉く王室奉戴の誓書を奉らしめ、又仙洞御所を造營し、且つ伊勢太神宮の遷宮式を行ひて敬神を表はしたりき。(二)又政治向きに付ては、その關白に任ぜらるゝや、直ちに五奉行を置きて、京都所司代前田玄以をして全國社寺の事を掌らしめ、長束正家をして財政を管せしめ、淺野長政、増田長盛、石田三成をして訴訟法令の事に與

らしむ。後徳川家康前田利家毛利輝元浮田秀家上杉景勝を五大老に任じて大事を議せしめ五奉行と合せて之を豊臣の十人衆と云ふ。又生駒親正中村一氏堀尾吉晴を三中老として事を執らしめたりき。(三)又下民をば頗る愛撫して或は北野の大茶湯に公衆と樂み或は文雅の士を近づけて之れをいたわり新に斗量を作り大判小判の貨幣を鑄又天正十七年に檢地條例を作りて田制を改め文祿四年には天下諸國に檢地を行ふ之を天正石直又は文祿檢地と云ふ斯の如く民政上にも見るべきもの多し。

一六〇 豊太閤征韓の役

秀吉勢を得るに及んで征外の大志ありかの島津征伐は實に征韓の手始めをなせしもの今左に其顛末を略叙せん。

第一 文祿の役

始め島津征伐の終るや天正十七年對馬の宗義智を朝鮮に遣して來聘

を促し次て小田原の征討終るや其十九年又使を朝鮮に遣して明との通好を計らしめしめ朝鮮王李^リ胎^ト從はず因て其年秀吉は關白職を弟秀次に譲りて太閤と稱し(父關白を辭して其子關白となれば現關白を閣下と稱し其父を太閤と云ふなり)翌文祿元年⁽²²⁵²⁾秀吉自ら肥前名護屋に出陣し諸將に命じて朝鮮に向はしむその陸海軍部署凡そ左の如し。

元帥—宇喜多秀家

參軍—増田長盛石田三成大谷吉隆

陸軍—第一軍小西行長第二軍加藤清正以下十軍

海軍—九鬼嘉隆藤堂高虎以下

右征韓諸將の統率する兵數凡て二十餘萬我兵の向ふ所悉く風靡すその概況左の如し。

(一)小西行長先發隊としてまづ釜山慶尙道上陸に上陸し進んで京城京城道を陥れ平壤平安道を破りしに明主朱翊鈞兵を遣して朝鮮を救はしめ援

將祖承訓來り攻めしかば、行長之を平壤城外に敗る。

(二)加藤清正は小西に次で發し、小西と共に京城を破りたる後は、之と別れて咸鏡道に向ひ、朝鮮の二王子瑋珣及其大臣を虜にし、遙かに北境兀良哈に進軍せり。清正是勇武の外、人民愛撫に勉めしを以て、夜叉上官の名尤も高し。

(三)碧蹄館の戰。この後文祿二年に至りて、我と明との間に和議起りたる隙に乗じて、明將李如松一擊の下に我を塵さんとして兵を進む。小早川隆景碧蹄館道_{京畿}に迎へて、大に之を破る。

第貳 和議

始め征韓の役起るや、明主援兵を朝鮮に送りしも皆敗れ歸りしを以て、沈惟敬なる者明朝の石星に取り入りて、和議を取計らはんとし、自ら平壤に至て小西行長と和議を謀る。秀吉之を許して、征韓諸將を退かしめ、慶長元年₂₂₅₆明使揚方享沈惟敬を大坂城に引見し、_(是より先き秀吉の側室澁君秀頼を生みしより)

秀吉大に喜んで、文祿二年八月名、設屋より大坂に歸り居りしなり。僧承兌をして明主の國書を讀ましめしに、文中無禮の語ありしより、秀吉怒りて明韓の使者を逐ひ、再征の軍を起す。

第參 慶長の役

慶長二年₂₂₅₇小早川秀秋元帥となり、毛利秀元、浮田秀家之に副として、諸將再征の途につく。兵士凡そ十三萬余入、その銳鋒なほ前役に異ならず、至る所皆潰ゆ。就中有名なるもの左の如し

(一)唐島の戰、我が海軍は戰艦の不備なるより、前役以來兎角志を得ざりしが、慶長二年七月には、脇坂安治、藤堂高虎、加藤嘉明等敵の水軍を唐島_(巨濟)に破る。

(二)蔚山の役、慶長二年十二月、明將楊鎬等韓兵と合して、加藤清正を蔚山_{蔚山}に圍む。清正等奮闘して之を擊退す。

(三)新築の戰、慶長三年十一月、島津義弘、明將董一元等と新築_(慶尚道泗川)に

戦ふて大に之を破る。

斯くて秀吉病を得て、慶長三年⁽²²⁵⁸⁾八月伏見城に於て薨去したるを以て、征韓の諸將皆軍を返して、茲に此役を終る。

一六一 關白秀次及豊臣氏の末路

天正十九年秀吉征韓の爲め名護屋に出陣してより、其弟秀次代りて關白職に上り、漸く權勢を得るに及んで、放縱情弱毫も政治を顧みざるを以て、文祿四年之を高野山に逐ひ、次で自殺を命じ、悉くその妻妾を斬る。越へて慶長三年⁽²²⁵⁸⁾秀吉薨去するや、幼子秀頼⁽²²⁶³⁾を十人衆に托せしに、諸將の間兎角折合はず、遂に慶長五年關ヶ原の大亂となり、慶長八年⁽²²⁶³⁾には、徳川家康既に征夷大將軍に任ぜられ、下りて慶長十九年元和元年⁽²²⁷⁵⁾の大坂冬の夏の兩役となりて、豊臣家遂に滅亡して始めて徳川の天下となるなり。(なほ此次第は徳川時代に於て詳述すべし)されど豊臣氏の實權を失ふは、既に此秀吉薨去の際にして、實際慶長三年を以て豊臣氏の終局と見て可なり。

一六二 織豊時代の文學美術

織豊時代は戰亂止む暇なくして、文化上見るべきもの尤も少し。なほ學問は一般に僧侶の手にありて、宗祇、宗長法師等に次で、里村紹巴の輩顯はれて、頻りに連歌を玩び、公卿には三條西實隆あり、武人中にも細川幽齋、木下長嘯子等は、歌道に勝れ、上杉景勝の臣直江兼續の如きは最も學に博し、かの文祿征韓の役には、種々の珍籍を齎らし歸りしもの多し。又美術上に於ては、後世専ら桃山時代の稱を以て此期を區劃し、まづ天正四年織田信長安土城に天主閣を築きて築城法に一新面を開きしより、續て秀吉の大坂城、聚落、第、伏見城の如き皆宏大壯麗にして、造かに築城法の進歩を示せしものたり。又寺院としては、方廣寺の大佛殿を唯一の著例とす。此他信長は工藝を奨励して、妄りに「天下」の號を器に銘するを禁じ、秀吉も亦茶湯を好みて珍器を玩びしより、茶人千利休の徒出でて一時世に時めきぬ。

注意すべき事項

(一) 平手政秀

平手政秀は織田信長の傅にして、信長が壯時放逸度を失ふを見て、天文廿二年⁽²²¹³⁾之を諫死したりしより、信長の素行漸く改まる。後信長其恩を思ひて、尾張に政秀寺を建てし之を用ふ。

(二) 山中幸盛

山中鹿之介幸盛は尼子氏の臣にして、嘗て永祿九年⁽²²²⁶⁾尼子氏毛利氏の爲めに亡ぼさるゝや、幸盛逃れて入洛し、私かに織田信長に依りて主家を恢復せんとを計る。さらば此後信長の中國經略には常に幸盛等を利用したりしが、遂に天正六年⁽²²³⁸⁾毛利氏に攻められて、其主尼子勝久は自殺し、幸盛は捕はれて備中に斬らる。蓋し戰國唯利に奔るの世に有て、一日片時も主家を忘れず、一に恢復を期せしは、眞に義烈の士と云ふべし。

(三) 朝山日乘

日乗上人は素出雲朝山の豪族にして、後髪を剃て上京し、後奈良天皇の御信任厚く、織田信長も大に之を尊敬し、用ゐて朝廷の式法及社寺の事を掌らしむ。

(四) 安土築城と天主閣

織田信長が海内の四方に當り且つ京都との連絡に便宜なる形勝の地を近江安土に撰て、天正三年⁽²²³⁵⁾の末より此に築城を始め、數年にして成る。その天主閣は頗る有名なり、蓋し天主閣の名は、素と佛典より出でたるものにて、早く足利代永正年間にありしものなるが、今此閣の建てられてより後我が築城上を一變せり。

(五) 南化和尙

南化和尙は當代の學僧にして、嘗て信長の囑を受けて、安土山の記文を作る、其文集に南化文集あり。

(六) 木食上人

木食上人は高野山の住僧應基のとなり素近江佐々木の一族にして才略非凡の人なり。天正十三年⁽²²⁴⁵⁾秀吉高野山を圍むや、上人單身秀吉の陣に入りて辨疏勉むる所あり、遂に一山を全くしたり。

(七)橘道雪

橘鑑連道雪と號す、豊後大友氏の柱石の臣にして、元龜天正の際大友家を維持繁榮せしめしは全く氏の功なり。嘗て主君宗麟及宿老を非諫せし長狀現存す。

(八)惠瓊・玄蘇・天荆

鎌倉以來僧侶が専ら學事に執掌せし餘習は、戰國織豊時代にもなほ然りしものにて、其結果或は朝家の内旨を四方に傳達し、或は内國諸豪の間に奔走して、戰亂を調停し、或は外交の事にかゝはる等、本業以外の効果少なからず。この惠瓊・玄蘇・天荆の徒も、太閤征韓の役に關して種々文筆の勞を執り、又わが征軍の爲めに計圖する所多かりし學僧なり。

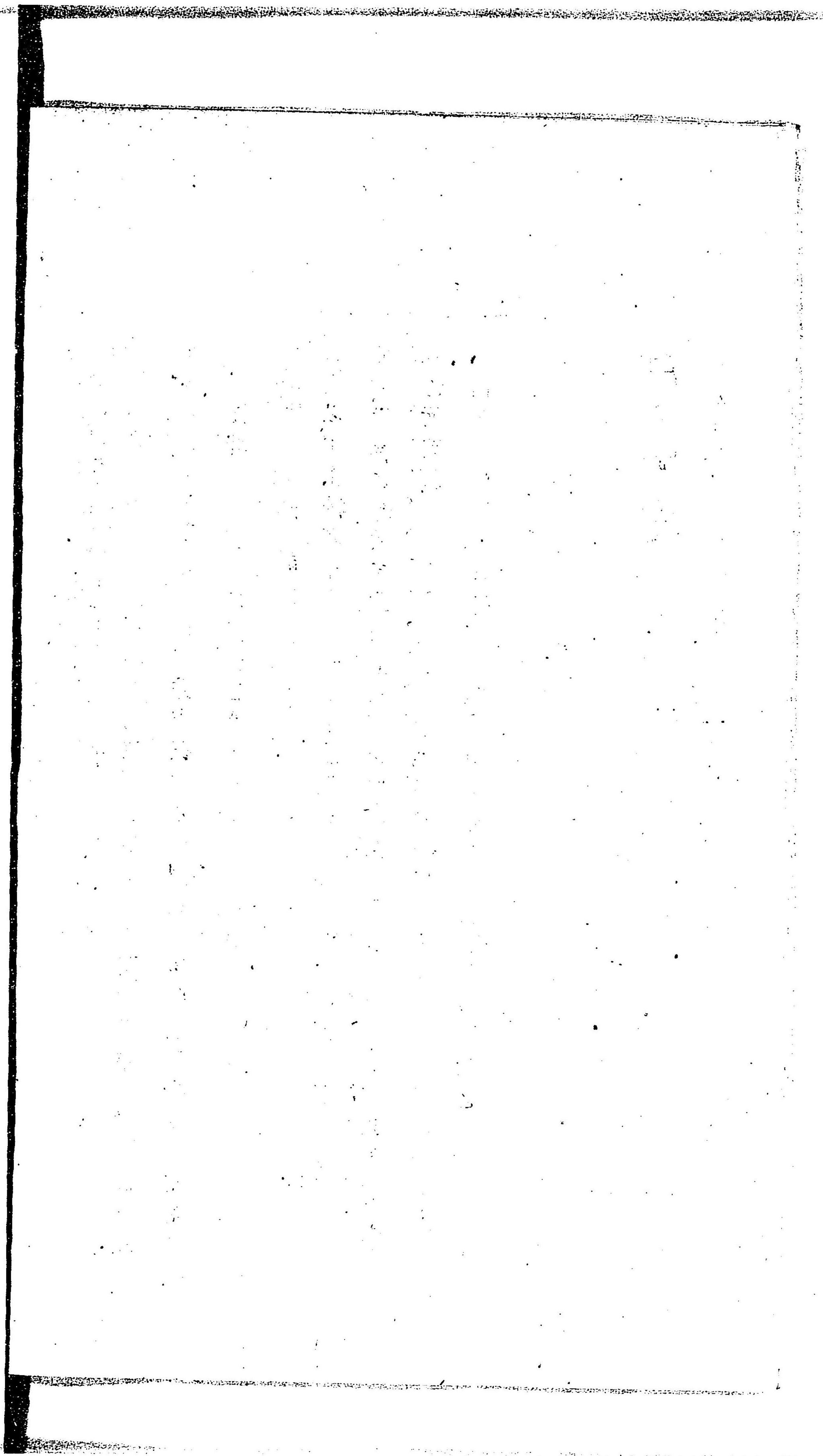
(九)建勳神社と豊國大明神

信長が皇室神祇に對し奉る功勳頗る多く、近く明治二年建勳神社を建て、之を祀る。又慶長三年秀吉薨するや、翌四年後陽成天皇勅して、その阿彌陀峰の秀吉の廟に豊國大明神の號を賜ふ。

(一〇)戰國以來諸家の家法

戰國以來主權者なく統一の法規廢れて存せず、却て諸家各々家法を立てて自家を統治す。武田、信玄、百ヶ條、北條、早雲、廿一ヶ條、大内氏、壁書、長曾、我部、元親、百ヶ條、朝倉、敏景、十七ヶ條の類皆然り。尤も中には後世の作爲に出るものなきに非ずと雖も、由て以て諸家家政の一般を知るべし。

日本史下卷 前編終



年 表

日本紀元	年 號	西洋紀元	事 實
1845	後鳥羽文治元年	1185	源頼朝守護地頭の制を布く。
1879	順徳承久元年	1219	關東將軍の東下。源氏亡ぶ。
1881	順徳承久三年	1221	承久の役起る。
1892	後堀河貞永元年	1232	貞永式目成る。
1934	後宇多文永十年	1274	初度の元寇。
1941	後宇多弘安四年	1281	次回の元寇。
1991	後醍醐元弘元年	1331	元弘の變起る。
1993	後醍醐元弘三年 (正慶二年)	1333	北條氏亡ぶ。
1994	後醍醐建武元年 (正慶三年)	1334	建武中興の業成る。
1995	後醍醐建武二年 (正慶四年)	1335	足利尊氏反旗を擧ぐ。
1996	後醍醐延元元年 (建武三年)	1336	南北朝分立の始。湊川の戦。建武式目成る。
2009	後村上正平四年 (貞和五年)	1349	關東管領の創置。
2014	後村上正平九年 (文和三年)	1354	北畠親房薨去す。
2052	後龜山元中九年 (明德三年)	1392	南北兩朝合一す。
2058	後小松應永五年	1398	足利義滿幕府の基礎を定む。
2061	後小松應永八年	1401	義滿明國と通ず。
2099	後花園永享十年	1439	持氏の亂。關東管領亡ぶ。上杉憲實足利學校を再興す。

(2) 年 表

2101	後花園嘉吉元年	1441	嘉吉の變.
2127	後土御門應仁元年	1467	應仁の亂始まる.
2198	後奈良天文七年	1538	國府臺の戰.
2202	後奈良天文十年	1542	葡人始めて我邦に来る.
2203	後奈良天文十一年	1543	鐵砲傳來す.
2206	後奈良天文十三年	1546	河越の役.
2209	後奈良天文十六年	1549	耶蘇教傳はる.
2211	後奈良天文十八年	1551	大内氏亡ぶ.
2215	後奈良弘治元年	1555	嚴島の戰.
2220	正親町永祿三年	1560	桶峽の戰.
2233	正親町天正元年	1573	足利將軍家亡ぶ.
2235	正親町天正三年	1575	長篠の戰爭.
2242	正親町天正十年	1582	信中高松の役. 本能寺の變. 山崎の戰. 武田氏亡ぶ.
2244	正親町天正十二年	1584	小牧の役.
2245	正親町天正十三年	1585	豊臣秀吉關白に任ず.
2247	後陽成天正十五年	1587	秀吉の島津征伐.
2250	後陽成天正十八年	1590	小田原の役.
2252	後陽成文祿元年	1592	豊太閤征韓第一役.
2255	後陽成文祿四年	1595	文祿の檢地.
2257	後陽成慶長二年	1597	豊太閤征韓第二役.
2258	後陽成慶長三年	1598	豊太閤薨す.

明治三十六年六月廿三日印刷
明治三十六年六月廿六日發行

日本史下卷

定價金二十五錢

著者 藤岡 繼平

全 小川 銀次郎

全 箭 內 互

發行者 杉本 七百丸

印刷者 多田 三彌

印刷所 惠 愛 堂

發行所

日本橋區本石町
二丁目十二番地

杉本翰香堂



不許複製

東京市日本橋區本石町二丁目十貳番地

東京市麹町區內幸町壹丁目五番地

東京市麹町區內幸町一丁目五番地

